

令和2年度第4回鳥取県男女共同参画審議会次第

日 時：令和2年10月26日（月）

午後2時から

場 所：鳥取県立図書館 大研修室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 議 事

(1) 第5次鳥取県男女共同参画計画（案）について

(2) 答申（案）について

4 閉 会

<配付資料>

資料1：第5次鳥取県男女共同参画計画（案）

資料2：第5次鳥取県男女共同参画計画（素案）に対する意見募集結果の概要

資料3：答申（案）

参考資料1 日本女性会議2022 in 鳥取くらよしの概要

参考資料2 しまね・とっとりワーク・ライフ・バランスキャンペーンの概要

第5次鳥取県男女共同参画計画（案）

令和2年 10月
鳥取県

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	鳥取県男女共同参画計画の策定趣旨	1
2	鳥取県が目指す姿	2
3	基本理念	2
4	計画の位置づけ	3
5	計画の期間	3
6	県、市町村、県民、事業者及び民間団体の責務	4
7	計画の推進体制	4
8	計画の進行管理	4

第2章 鳥取県における男女共同参画の現状と課題

1	鳥取県の人口	5
2	男女共同参画をめぐる鳥取県の特徴	6
3	分野ごとの現状と課題	7

第3章 計画の内容

第5次鳥取県男女共同参画計画の体系		15
基本テーマA 誰もが活躍できる環境づくり		
重点目標1	働く場における女性の活躍推進	16
重点目標2	地域・社会活動における女性の活躍推進	19
基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり		
重点目標3	生涯を通じた健康支援	20
重点目標4	誰もが安心して暮らせる環境整備	22
重点目標5	あらゆる暴力の根絶	24
基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり		
重点目標6	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	26

第1章 計画の基本的な考え方

1 鳥取県男女共同参画計画の策定趣旨

第5次鳥取県男女共同参画計画（以下、「第5次計画」という。）は、「誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会」の実現を目指し、鳥取県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

鳥取県では、平成12年に「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定した後、平成13年、19年、24年、28年と累次にわたり「鳥取県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を総合的に進めてきました。

このような取組により、病児・病後児保育施設や放課後児童クラブなどの子育て支援施設の充実、年度当初の保育所待機児童数ゼロの継続など、働きながら子育てしやすい基盤の整備が進み、審議会等委員や管理職に占める女性割合が全国上位となるなど、様々な場面で活躍する女性の姿が見られるようになってきました。

このような変化が見られる一方で、社会には固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、自治会やPTAといった地域活動の場における意思決定過程への女性の参画は男性に比べて少なく、家事、育児、介護などの家庭における責任は依然として女性に偏っています。人々の意識は、男女共同参画の推進に関する全ての取組の根幹となるものであり、固定的な性別役割分担意識や無意識のうちに生じている性別による思い込みは、男女共同参画社会の実現に向けての大きな障壁になることから、これらの解消に向けた取組が重要となります。

また、近年、単身世帯やひとり親世帯が増加する中で、女性は男性に比べ非正規労働者が多いことなどから、生活困難に陥りやすい状況にあります。特に大規模災害の発生や感染症の流行といった非常時には、女性の方が家事や育児など家庭での責任が集中しがちになる、職を失いやすい、DVや性暴力が増加するなど、平常時の諸課題が顕在化するため、あらゆる施策や活動を男女共同参画の視点であらためて考える必要があります。

さらに、「人生100年時代」を見据え、一人一人がその時々の人生ステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、仕事と家庭生活を両立できる多様で柔軟な環境の整備、学び続け活躍し続けられる環境の整備、生涯にわたる健康の実現など、多様性を尊重した持続可能な働き方、暮らし方への変革に取り組むことが求められています。これは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す持続可能な開発目標（SDGs）の理念に沿ったものです。

第5次計画では、これまでの取組の成果や課題、国の動きや社会情勢の変化などを踏まえ、鳥取県の強みや特色を活かした鳥取らしい男女共同参画の推進を目指し、さらなる取組を推進します。

2 鳥取県が目指す姿

《共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県》

鳥取県が目指す男女共同参画社会は、

誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、

- ・性別にとらわれることなく、性の多様性を前提として、一人一人の人権が大切にされ
 - ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
 - ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
 - ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って
- 心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

第5次計画では、その実現に向けて、小さな県であることの「機動性」や、「顔が見えるネットワーク」、人とひと、地域との強い絆「支え愛」の精神など、鳥取県の強みや特色を活かし、県民の皆さん、企業や市町村などと協働、連携しながら、「共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県」を目標に、鳥取県らしい男女共同参画の推進に取り組みます。

- 家庭では
お互いを尊重し、理解し、家事・育児・介護など
家族みんなで協力し、助け合いながら暮らします。
- 地域では
老若男女問わず、そこに住む誰もが自治会などの地域活動や
PTA活動、防災活動などに参画し、互いに支え合いながら、
生き生きと生活します。
- 職場では
働きやすく、個人の能力を発揮し活躍できる職場環境が整い、
一人一人が家庭生活や地域生活を大切にしながら働きます。
- 学校では
性別にとらわれることなく多様な生き方が選択でき、
一人一人の個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識
を育む教育を行います。

3 基本理念

平成12年に制定した「鳥取県男女共同参画推進条例」では、次の7つの基本理念を定めています。
この条例の基本理念は現在の男女共同参画を推進するにあたっての基本的な考え方であることから、
この7つの基本理念を第5次計画の基本理念とします。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

4 計画の位置づけ

第5次計画は、男女共同参画社会基本法第14条第1項及び鳥取県男女共同参画推進条例第8条第1項の規定に基づき策定し、男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を総合的・計画的に推進するための行動計画です。

(1) 女性活躍推進法との関係

鳥取県では、女性活躍推進法第6条第1項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に特化した「第2次鳥取県女性活躍推進計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定し、その施策を総合的に実施することとしています。

第5次計画は、様々な場における男女共同参画を進めていくものであり、「働く場」もその一分野に含まれるものです。「働く場における女性の活躍推進」は第5次計画においても重要な要素として、重点目標1に位置付けており、「第2次鳥取県女性活躍推進計画」の内容も踏まえ、男女共同参画の推進に向けて一体的に取り組んでいきます。

(2) 国や他の計画との関係

第5次計画は、男女共同参画に関する動向や国の「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえ策定しています。

さらに、「鳥取県の将来ビジョン」、「子育て王国とっとり推進指針」、「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」、「鳥取県人権施策基本方針」など、県の関連計画とも整合性を図りながら取組を進めます。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27（2015）年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは17のゴールの下に169のターゲットを規定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

SDGsのゴール5には「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられており、第5次計画では、国がSDGsを推進するために再構築した8つの優先課題のうち、主に「あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現」の達成を目指します。

【SDGs 17のゴール】SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【国が定めた8つの優先課題】

- ①あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現
- ②健康・長寿の達成
- ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- ⑤省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- ⑦平和と安全・安心社会の実現
- ⑧SDGs実施推進の体制と手段

【第5次計画の重点目標と関連するSDGsのゴール】

重点目標1 働く場における女性の活躍推進



重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進



重点目標3 生涯を通じた健康支援



重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備



重点目標5 あらゆる暴力の根絶



重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成



5 計画の期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで

6 県、市町村、県民、事業者及び民間団体の責務

(1) 県の責務

県は、鳥取県男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、鳥取県男女共同参画計画を定め、男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的に推進します。

県は、県民、事業者、国及び市町村と連携強化を図りながら、男女共同参画を推進します。

(2) 市町村の責務

市町村は、地域の実情に応じて、県や関係団体などと連携を図りながら、男女共同参画の取組を進めます。

(3) 県民の責務

県民一人一人が男女共同参画に対する理解を深め、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭・地域・職場のあらゆるところで取組を実践します。

(4) 事業者の責務

事業者は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など働きやすい職場環境づくりを進めます。

事業者は、一人一人が性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、活躍できる職場環境づくりを進めます。

(5) 民間団体の責務

民間団体は、県や市町村と連携を図りながら、地域の実情に応じて、男女共同参画の視点に立った様々な活動を展開します。

7 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域、職場など社会の様々な場面で取組を推進していくことが必要です。そのため、オール鳥取県として、市町村、事業者、民間団体など多様な主体と協働し、一体となって取組を進める体制を整備します。

(1) 鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）

男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として、平成13年4月に設置し、男女共同参画に関する様々な研修の実施、図書、ビデオの貸出し、情報提供、相談事業、活動支援などを行っています。

市町村と連携して男女共同参画社会づくりを推進します。

(2) 鳥取県男女共同参画審議会

鳥取県男女共同参画計画の策定及びその他の男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、鳥取県男女共同参画推進条例に基づき設置された、県の附属機関です。

男女共同参画施策の推進状況について審議し、県に提言します。

(3) 鳥取県男女共同参画行政推進会議

男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を入れ、各部局が連携し取り組んでいくため、副知事を座長に各部局長などで構成する県庁内の機関です。

男女共同参画計画に関する施策の進捗管理や具体的な取組について議論します。

(4) 女性活躍とっとり会議

経済界主導のもと、経済団体、労働団体、行政等が丸となって県内の女性の活躍機運醸成を図るために設置された官民連携組織です。

女性活躍推進法第27条第1項に基づく「協議会」に位置づけており、女性の職業生活における活躍に関する取組について検討し、取組を進めていきます。

8 計画の進行管理

鳥取県男女共同参画行政推進会議において、毎年度、数値目標及び具体的施策により、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて見直しするなど適切な進行管理を行います。

県は、第5次計画の進捗状況を県民と共有するため、施策の実施状況や数値目標の達成状況をとりまとめた年次報告書（男女共同参画白書）を作成し、公表します。

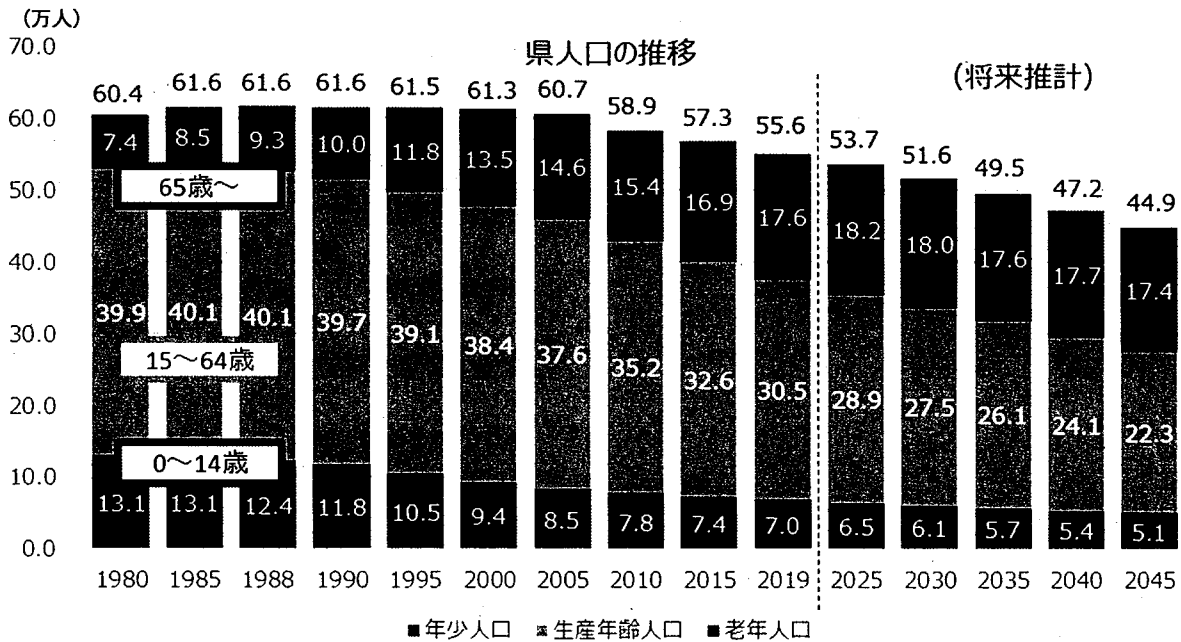
第2章 鳥取県における男女共同参画の現状と課題

1 鳥取県の人口

鳥取県の総人口は昭和63（1988）年に過去最高の616,371人となった後、減少を続けており、令和27（2045）年には、平成27（2015）年に比べて78%の規模になる見通しとなっています。令和27（2045）年には従属人口（年少人口と老年人口の合計）と生産年齢人口がほぼ同程度となると予想されています。

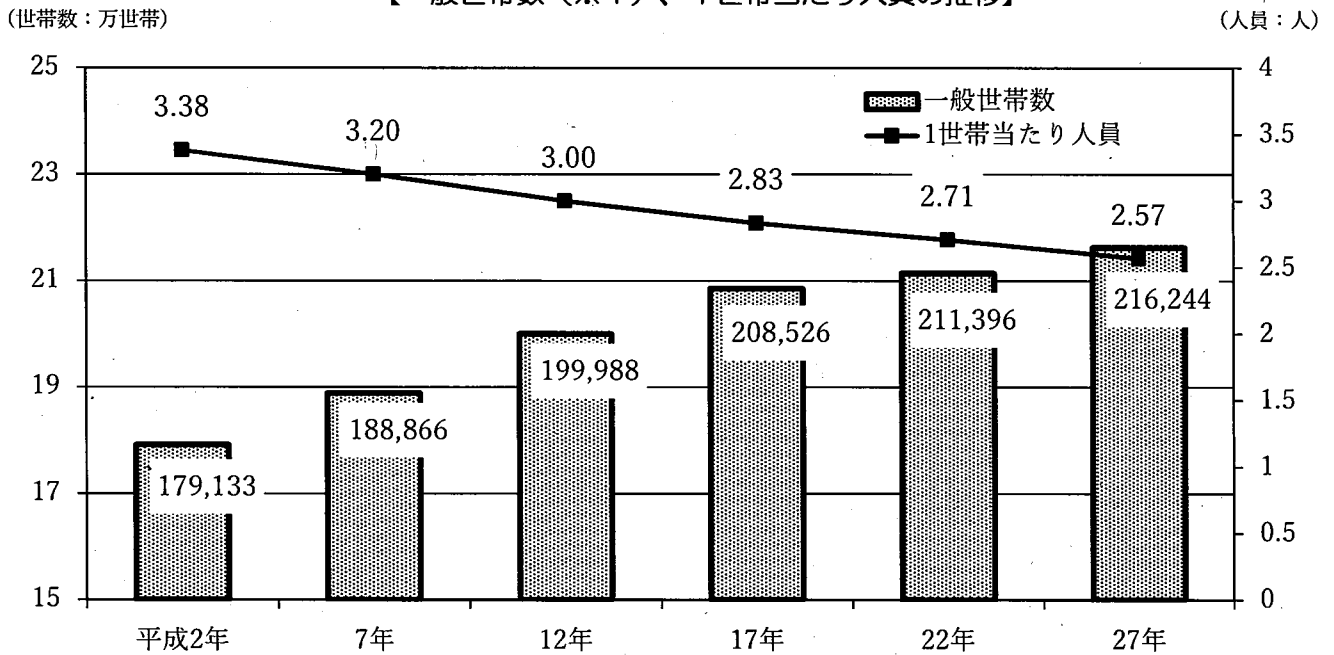
また、鳥取県の一般世帯数は増加が続いていますが、1世帯当たりの人員は減少しています。

人口減少や人口構造の変化は、地域の担い手不足や経済力・活力の低下など、地域、経済、家庭生活等に様々な影響を与える恐れがあります。



出典：1980～2019年：総務省統計局「国勢調査」、県統計課「鳥取県の推計人口」による推計人口
2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年3月推計）

【一般世帯数（※1）、1世帯当たり人員の推移】



出典：総務省「国勢調査」（平成27年）

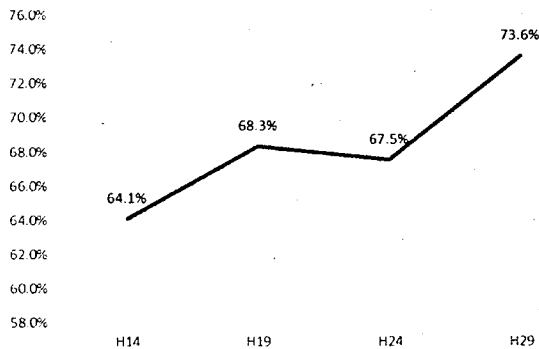
※1 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者のこと

2 男女共同参画をめぐる鳥取県の特徴

育児中も含め働く女性が多い

M字カーブ（※2）の窪みの浅さ	全国1位（2.9ポイント）
女性の労働力率（※3）（15歳以上）	全国6位（52.4%）
女性の労働力率（生産年齢（15～64歳））	全国5位（73.4%）
管理的職業従事者の女性比率	全国4位（19.7%）
有業者に占める女性の割合	全国6位（46.6%）
育児をしている女性の有業率	全国7位（77.2%）

【生産年齢人口における女性有業率】



出典：就業構造基本調査（平成29年）

子育て環境が整い、共働き世帯も多いが、男性の家事育児参画は十分とはいえない

保育所待機児童数（年度当初）	全国1位（0人）
小児科医師数（15歳未満10万人当り）	全国1位（174.0人）
夫婦共働き世帯の割合	全国7位（54.9%）
男性の家事育児時間（6歳未満の子を持つ世帯）	全国31位（76分/日）

自治体における政策方針決定の場への女性参画は全国トップレベルだが、地域活動では遅れも見られる

県職員の課長級以上に占める女性割合	全国1位（20.3%）
県の審議会等委員に占める女性割合	全国3位（43.0%）
県防災会議の委員に占める女性割合	全国3位（43.1%）
市町村の審議会等委員に占める女性割合	全国3位（32.0%）
自治会長に占める女性の割合	全国27位（3.8%）
女性議員がゼロの市町村議会の割合	全国37位（26.3%）

<出典>

M字カーブの窪みの浅さ

・厚生労働省「平成28年版働く女性の実情」（平成27年国勢調査から作成）

女性の労働力率（15歳以上、生産年齢）

・総務省統計局「平成27年国勢調査」

管理的職業従事者の女性比率、有業者に占める女性の割合、育児をしている女性の有業率、夫婦共働き世帯の割合

・総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」

保育所待機児童数

・厚生労働省「保育所等関連状況とりまとめ（平成31年4月1日）」

小児科医師数

・厚生労働省「平成30（2018）年医師・歯科医師・薬剤師統計」

男性の家事育児時間

・総務省統計局「平成28年社会生活基本調査」

自治体における政策方針決定の場への女性参画状況

・内閣府男女共同参画局「全国女性の参画マップ（令和元年12月作成）」

※2 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること

※3 働く意思を持っている、労働が可能な人口がどのくらいの割合かを示したもの

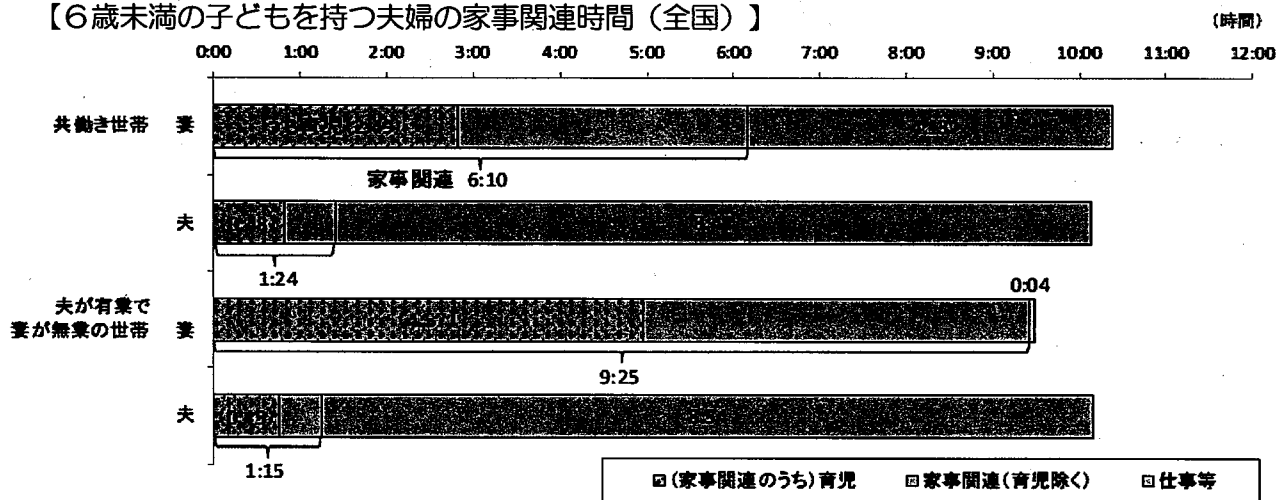
3 分野ごとの現状と課題 (1) 働く場における現状と課題

鳥取県における生産年齢人口(15~64歳)の女性の有業率は73.4%と、全国平均(67.3%)を上回っています。「子育て王国とっとり」の取組と相まって、子育てしながら働くことができる基盤整備が進んできていますが、保育所等の年度中途における待機児童などの課題があります。また、全国と比較しても高齢化が進展しており、仕事と介護の両立も大きな課題となりつつあります。

長時間労働などを前提とした男性中心の働き方や、根強く残る固定的な性別役割分担意識により、家事・育児や介護など家庭の仕事の多くは女性に偏っており、働く場において女性が活躍する上での阻害要因となっています。

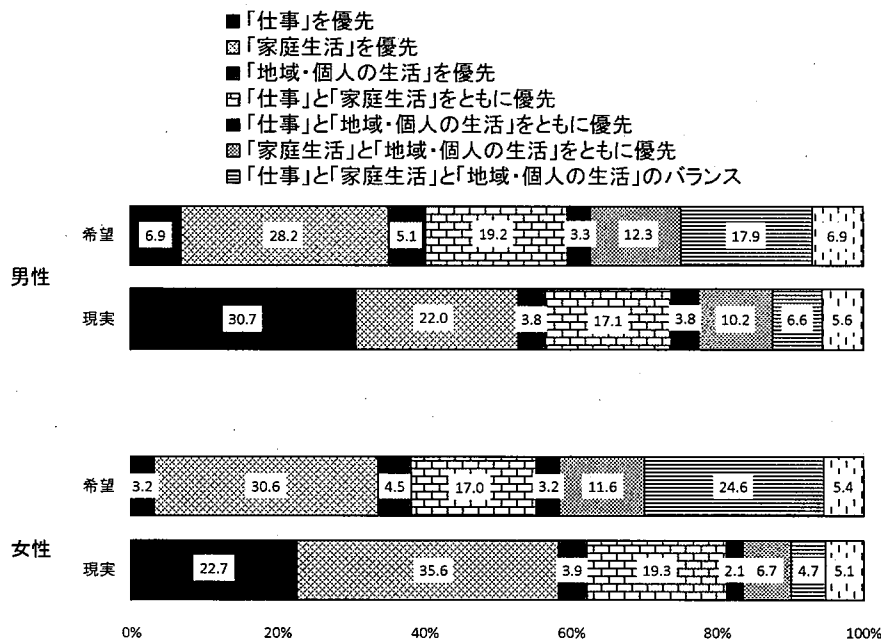
一方で、男性においても、長時間労働や男性の家庭責任に対する職場の理解不足等により、仕事と家庭の両立が困難な場合があります。

【6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事関連時間(全国)】



出典：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成28年)

【仕事と生活の調和に関する希望と現実】



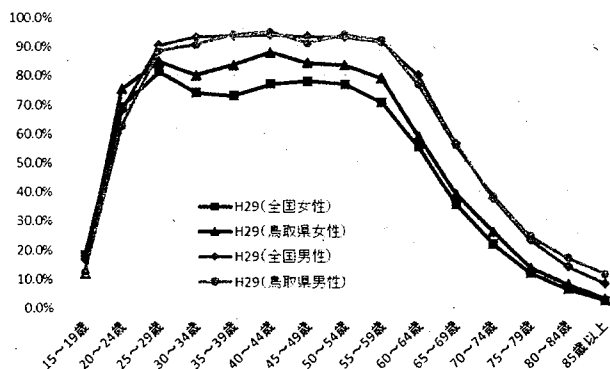
出典：鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)

鳥取県の労働力人口のうち女性の比率は46.6%(平成29年就業構造基本調査)です。女性の労働力率を年齢階級別にみると、結婚、出産、子育て期も継続就業する人が増え、M字カーブはほぼ解消されつつありますが、出産後に女性の正規雇用率が低下するいわゆるL字カーブの解消が課題となっており、働きたい人全てが希望する形態で働けるよう取組が必要です。また、女性は男性より非正規労働者が多いため、災害発生や感染症流行などの非常時には、職を失いやすい傾向があります。

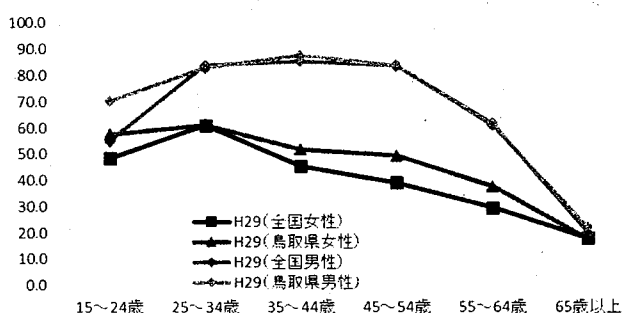
一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワーク(※4)の導入をはじめとするオンライン手法の活用が進み、多様で柔軟な働き方の創出や普及も期待されています。

※4 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場によって、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務など)の3つに分けられる。

【年齢階級別の有業率】



【年齢階級別の正規雇用率】

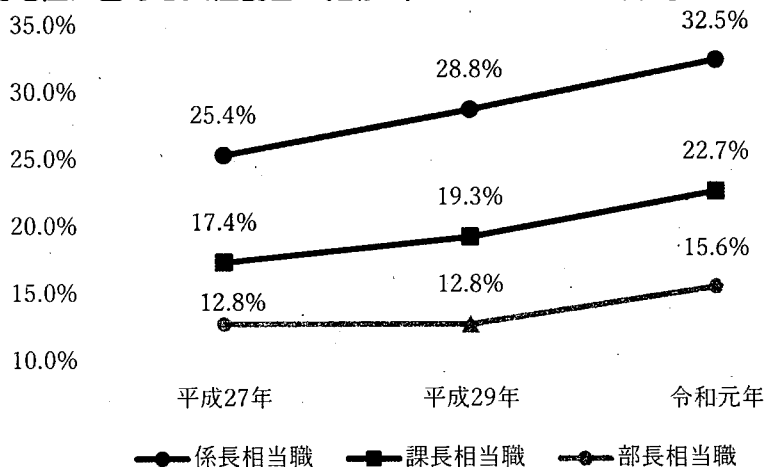


出典：総務省統計局「就業構造基本調査」(平成29年)

鳥取県では、経済団体、労働団体、行政が一体となり女性活躍に向けた取組を推進する「女星活躍とっとり会議」を設置し、様々な取組を進めてきた結果、女性管理職のいる事業所の割合や企業の管理的地位に占める女性の割合は増えつつありますが、引き続き企業における女性活躍を促進する必要があります。

また、女性従業者が多く、重要な担い手となっているにも関わらず、意思決定過程への参画が進んでいない農業分野や、大規模災害時に男女共同参画の視点に立った活躍が期待される防災分野、AI、IoT、ロボットなど先端ICT技術の開発・運用をはじめとした情報通信分野など、女性の進出が少ない分野への女性の参画を進める必要があります。

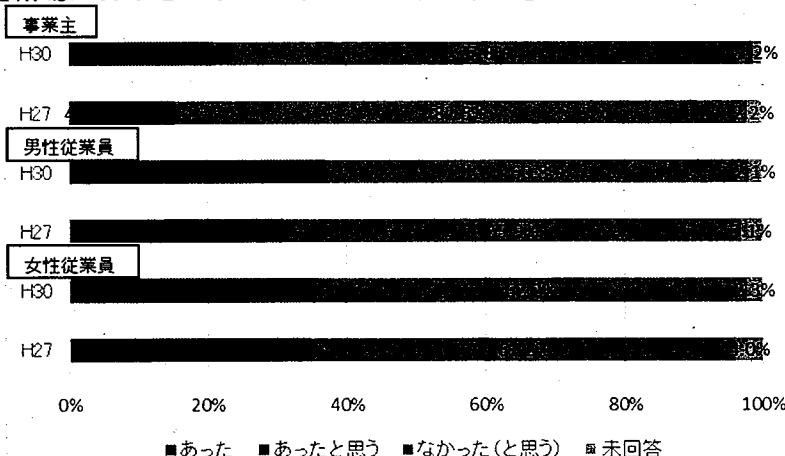
【管理的地位に占める女性割合の推移(10人以上の企業)】



出典：鳥取県企業の女性管理職登用等実態調査(令和元年)

性別を理由とする差別的な取扱いや職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントなど、安心して働くことを阻害する様々なハラスメントも生じており、問題となっています。

【職場におけるパワーハラスメントの状況】



出典：鳥取県職場環境等実態調査(平成27、30年)

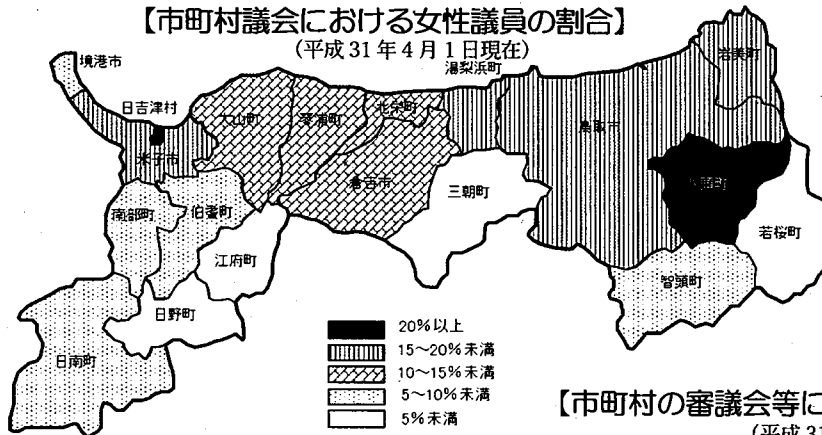
(2) 地域・社会活動における現状と課題

地域は、子どもの健全な成長、生涯にわたる安心した暮らしや、子育て、防犯活動などによる支え合いなど、家庭と共に最も身近な暮らしの場です。

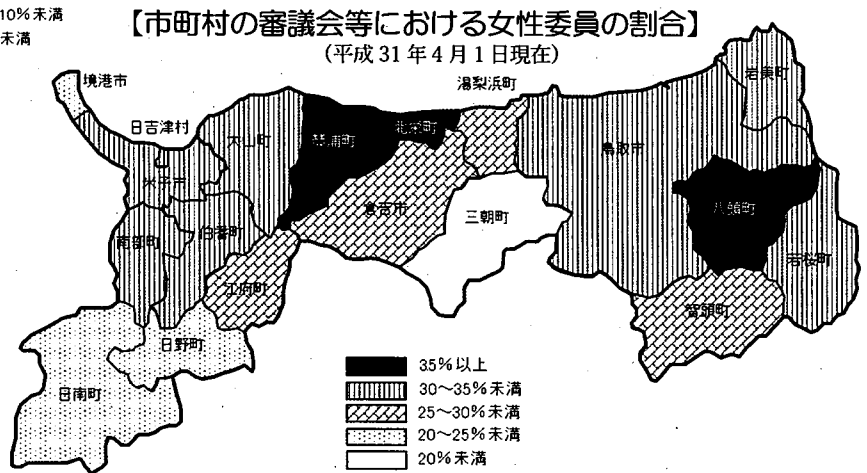
一方で、単身世帯の増加、人間関係の希薄化など様々な変化が生じており、少子高齢化、人口減少が進行する中、地域の力を高め、持続可能な暮らしやすい社会を築いていくためには、そこに住む誰もが力を合わせて地域づくりを担っていく必要があります。

男女格差の大きさを国別に比較した「ジェンダーギャップ指数（世界経済フォーラム発表）」令和元（2019）年の日本の順位は、調査対象となった153ヶ国中、121位と過去最低の水準となっており、特に政治分野での女性参画（144位）が遅れています。

鳥取県においても、令和元（2019）年12月31日現在、女性議員の割合は、鳥取県議会では14.3%（全国9位）、市議会では13.8%（全国22位）、町村議会では10.4%（全国25位）となっており、女性議員が一人もない町村議会もあります。

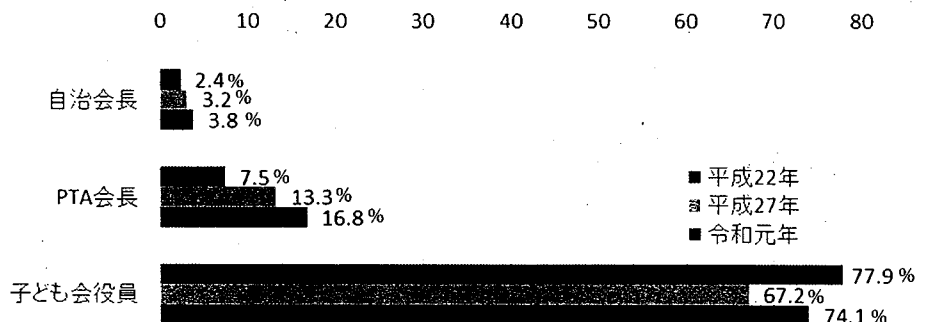


県、市町村の審議会等委員に占める女性割合は、全国と比べ高い水準を維持しており、県の審議会等委員に占める女性割合は、平成15（2003）年以降、40%以上を継続しています。市町村の審議会等委員に占める女性割合は、令和元（2019）年度で32%となっていますが、市町村間で差が生じているといった課題もあります。



【自治会長・PTA会長・子ども会役員における女性割合】

自治会やPTAなどにおいては、会長などの役員を男性が占めている場合が多く、子ども会の役員は女性が多いなど、分野によって、男女のどちらかに偏っていることがあります。

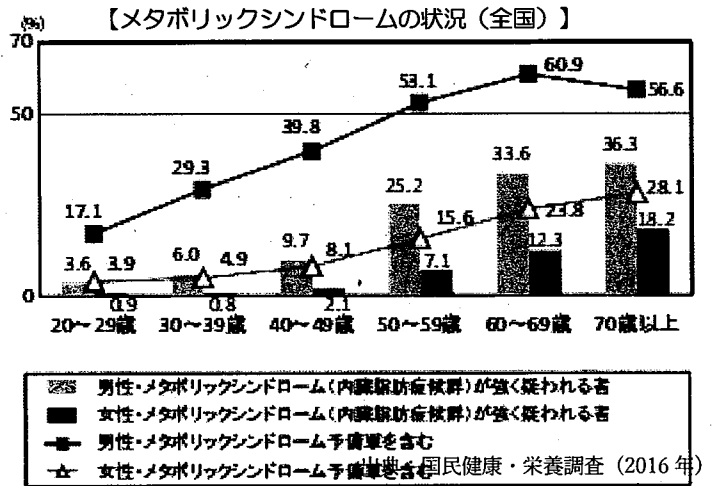


地域活動の担い手を確保し、多様化する地域の課題やニーズに対応していくためには、地域や組織などに残る固定的な性別役割分担意識の改善のための普及啓発を進めるとともに、政策・方針決定過程において、性別や年齢等が偏ることなく多様な人の参画を促進していく必要があります。

(3) 健康をめぐる現状と課題

晩婚・晩産化が進んでいます。女性の心身の状態は女性ホルモンの影響を受けて年代によって大きく変化する特性があり、近年は、若い頃の無理なダイエット等による痩せすぎに伴う骨量不足、月経トラブルなど、女性の健康に対するリスクが高まっています。

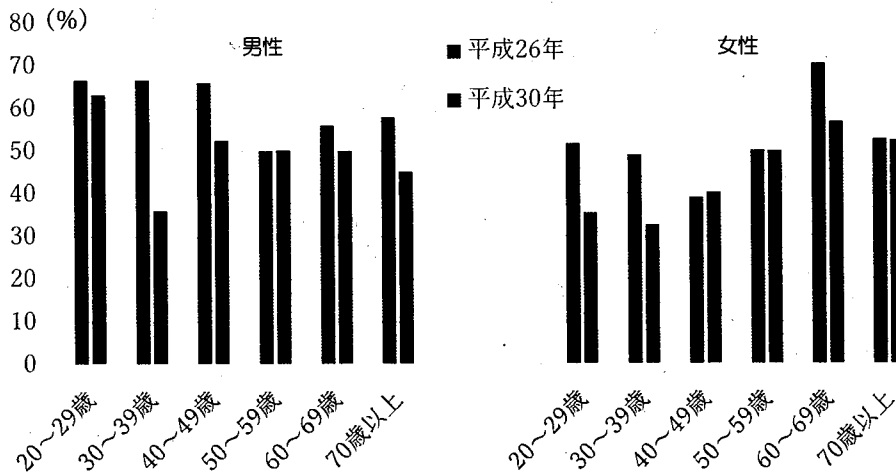
また、男性は、女性に比べて、生活習慣病の原因となる喫煙、飲酒やメタボリックシンドローム該当者の割合が高くなっており、自死の多い傾向があります。



平成24（2012）年時点で高齢者の7人に1人が認知症といわれており、令和7（2025）年には5人に1人まで増えるといわれています。鳥取県でも少なくとも約2万1千人が認知症と推計（平成29（2017）年4月現在）されており、今後も増加する見込みです。

人生100年時代を見据えて、生涯にわたって健康で過ごすためには、一人一人が主体的に健康の管理、保持、増進に取り組む必要がありますが、多忙感を抱く子育て世代において、スポーツ実施率の低下が顕著となりました。

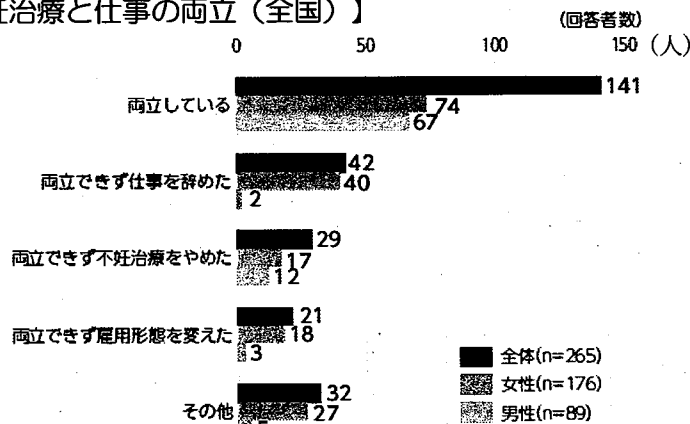
【週1回以上のスポーツ実施率】



近年、不妊に悩む夫婦や、不妊治療と両立できずに仕事を辞める人が増えています。

また、男性の育児参画が十分に得られない等の理由による子育ての孤立化により、不安を抱えている母親も多く、産後うつや、それに伴う児童虐待も発生しています。

【不妊治療と仕事の両立（全国）】



(4) 誰もが安心して暮らせる環境整備をめぐる現状と課題

近年、地震や豪雨などの大規模な自然災害が頻発しています。また、令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症も流行しました。大規模災害の発生や感染症の流行等の非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中しがち、女性が職を失いやすい、DV等の被害が増加するといった課題が一層顕著に現れると指摘されています。

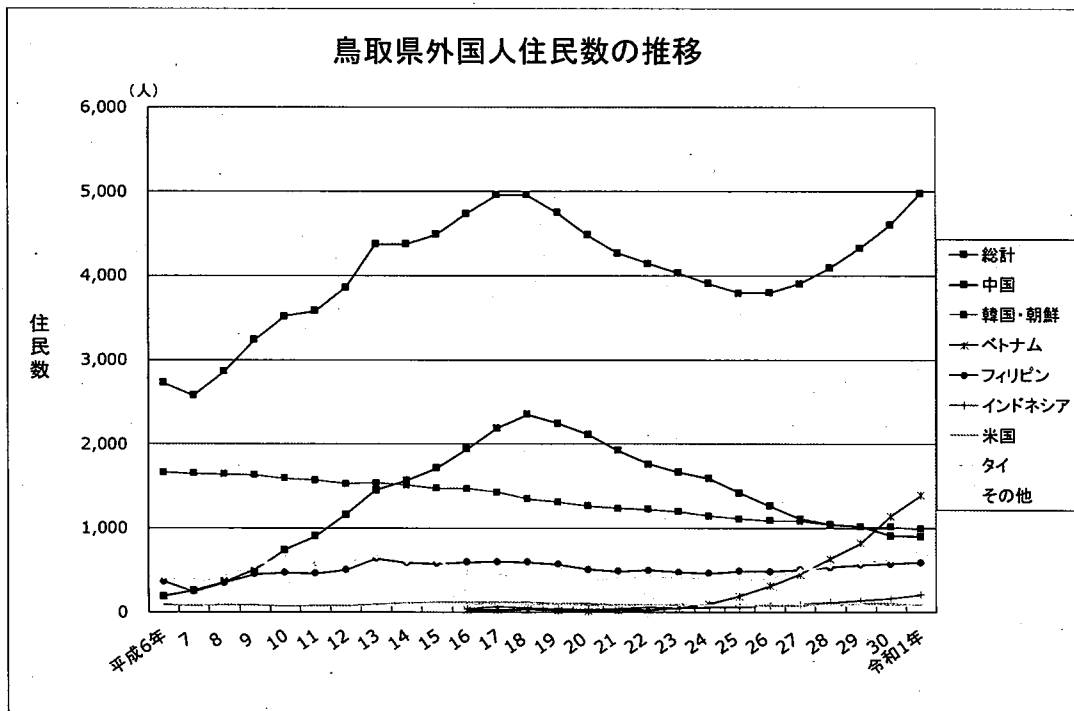
鳥取県では、全国に先駆け、これまで登用が進んでいなかった都道府県防災会議委員への女性登用を積極的に進めています。災害対応においては、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性が主体的な担い手であることを認識し、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要があります。

令和元（2019）年度における鳥取県の高齢化率（65歳以上）は31.8%と、全国に比較しても高齢化が進んでおり、高齢者の夫婦や高齢単身者の世帯も増加しています。高齢期を迎えても住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるようにするには、家族のみならず地域や社会全体で支える仕組みが必要です。

さらに、高齢社会を豊かで活力あるものにしていくためには、社会を支える重要な一員として高齢者の役割を捉え、高齢者が積極的に社会参画したり、生活を楽しめる環境づくりを充実していくことが必要です。

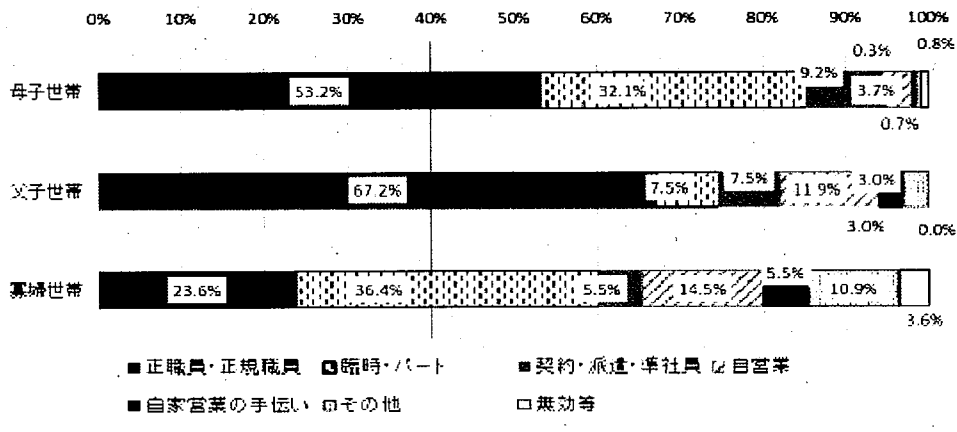
鳥取県では、平成21（2009）年に「あいサポート運動」を開始し、平成25（2013）年には、全国で初となる「鳥取県手話言語条例」を、平成29（2017）年には、「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」を制定し、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指しています。

県内に在住する外国人は65カ国、4,979人（令和元（2019）年12月末現在）となっています。国際化が進展する中で、国際性豊かな人材の育成と地域の活性化、県内に暮らす外国人が地域の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。

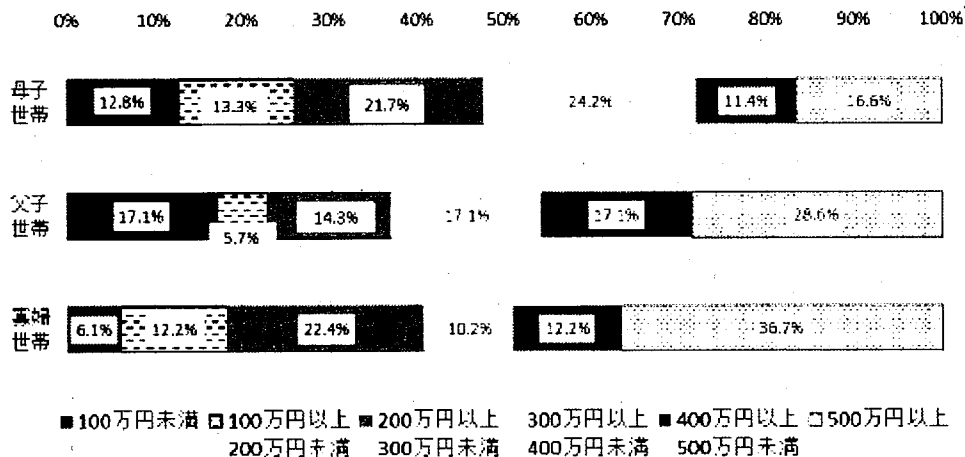


ひとり親家庭においては、母親か父親のいずれかが仕事や子育てなどを一人で担う必要があり、経済、教育、健康面などで不安や負担が大きくなっています。ひとり親は約9割が就業しているものの、特に、母子家庭において非正規雇用の割合が高く、不安定な雇用形態にあるため、年収200万円未満の世帯が約30%あります。

現在の雇用形態



世帯の年間収入



出典：鳥取県ひとり親家庭等実態調査（平成30年）

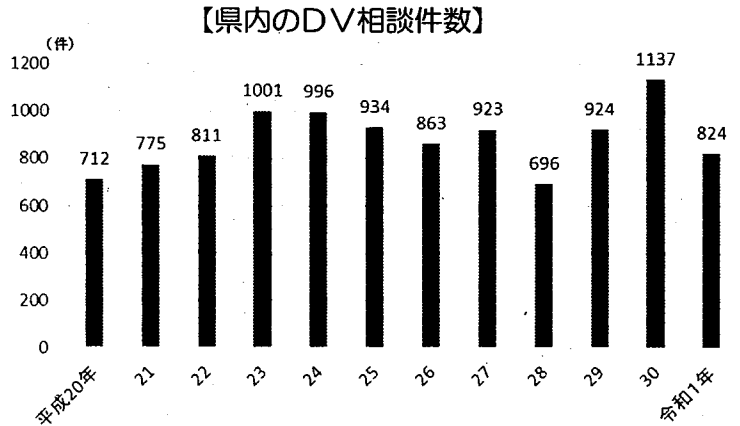
性的マイノリティは、近年社会的に認知されつつあり、性的マイノリティに配慮した職場づくりを進めている企業が少しずつ増えています。令和2（2020）年度に実施した鳥取県人権意識調査では、自分の周りにいないと考える方といると考える方の割合がいずれも約35%と、県内での性的マイノリティへの関心度が変化しつつあることがうかがえます。

(5) 暴力をめぐる現状と課題

SNSや携帯ゲーム機等の普及・浸透に伴い、性暴力被害が多様化しています。子どもたちの発育・発達の前熟化、情報の氾濫など取り巻く環境の変化等から、性意識の変化や性行動の多様化も進んでおり、交際中の男女間の暴力や性犯罪を含めた性に関する問題行動が生じています。

また、鳥取県内のDVに関わる相談は令和元（2019）年度に824件ありました。鳥取県男女共同参画意識調査（令和元（2019）年度）によると、女性の3.2%、男性の1.7%が過去5年間にDV被害に遭ったことがあると答えており、そのうち約35%が被害をどこ（誰）にも相談していません。警察におけるDV事案の認知件数は、140件（平成30（2018）年度）と高止まりしています。

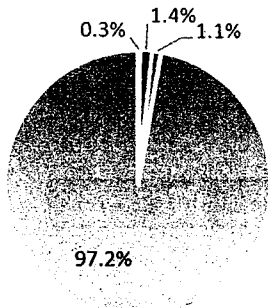
児童虐待に関する通告も依然として多くあり、子どもの命に関わる事案も発生しています。



※婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター・婦人相談員設置市において取り扱った件数

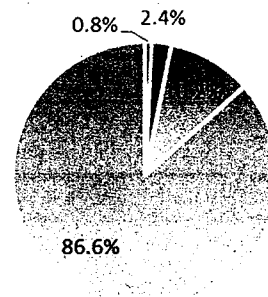
【ドメスティックバイオレンス（DV）被害経験】

男性



- この1年の間に、被害を受けた
- この2～5年の間に、被害を受けたことがある
- この5年以上にはなかったが、過去に被害を受けたことがある
- 経験したことはない

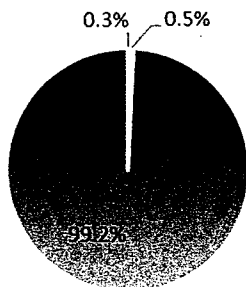
女性



出典：鳥取県男女共同参画意識調査（令和元年）

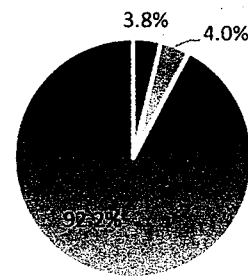
【性暴力被害経験】

男性



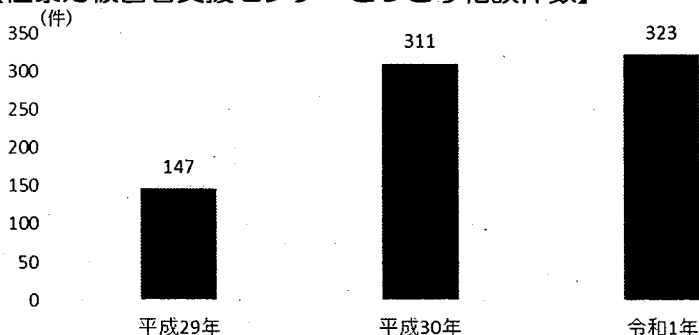
- 1回あった
- 2回以上あった
- まったくない

女性



出典：鳥取県男女共同参画意識調査（令和元年）

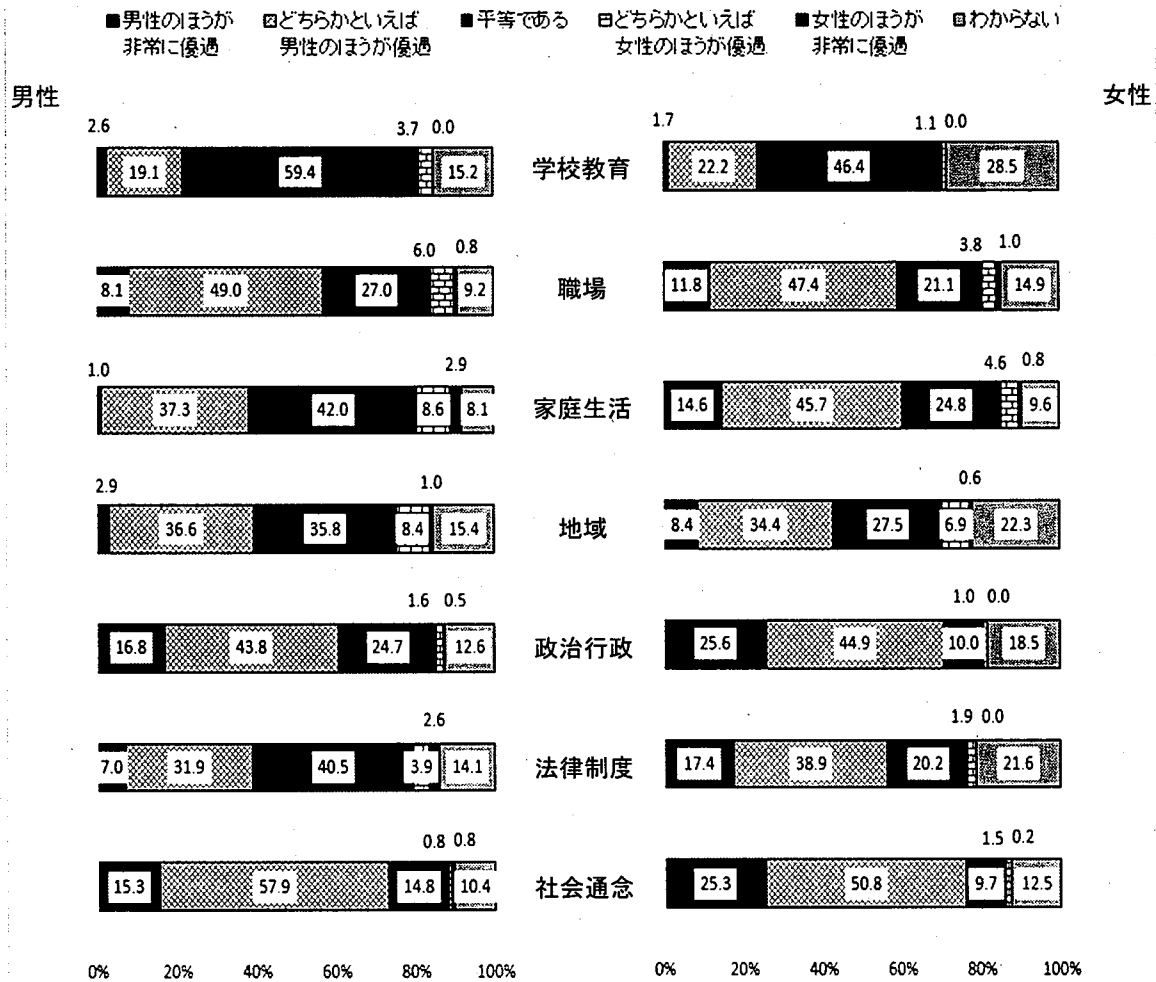
【性暴力被害者支援センターとっとり相談件数】



(6) 意識に関する現状と課題

令和元（2019）年度に実施した鳥取県男女共同参画意識調査によると、男女の地位の平等意識について、「学校教育」の場では約5割の方が「平等」と感じていますが、「社会通念」「家庭生活」「職場」など様々な場面で「男性優遇」と感じている人が依然として多く、男性より女性の方が不平等感をより強く感じています。

【男女の地位の平等感】



出典：鳥取県男女共同参画意識調査（令和元年）

男女共同参画社会を実現していく上で、私たちの意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識や固定観念が大きな障壁となっています。就労の場のみならず、教育現場においても、無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を植え付けることがあるため、職場、学校、家庭、地域など全ての場で多様な価値観を意識して生活する必要があります。

また、国際化が進展する中で、国際的視野に立った男女共同参画社会づくりを推進するため、国際性豊かな人材の育成と一人一人の異文化への理解が必要となります。

第3章 計画の内容

第5次鳥取県男女共同参画計画の体系

3つの基本テーマと6つの重点目標を設け、男女共同参画の推進を図ります。



誰もが活躍できる環境づくり

全ての人が互いに協力し、支え合い、仕事と生活のバランスがとれ、充実した生活を送ることができるよう、様々な分野で個人の能力を発揮し、活躍できる環境づくりを推進します。

重点目標		施策の基本的方向
1	働く場における女性の活躍推進	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2) 一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり (3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
2	地域・社会活動における女性の活躍推進	(1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本テーマB

安全・安心に暮らせる社会づくり

人権が尊重され、誰もが生涯を通じて安全かつ安心して暮らすことができるよう、あらゆる暴力根絶に向けた取組、困難な状況に直面した人々への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組、性の多様性を前提とした社会システムの構築、健康増進の取組を推進します。

重点目標		施策の基本的方向
3	生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた健康の保持増進 (2) 妊娠・出産等に関する支援
4	誰もが安心して暮らせる環境整備	(1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進 (2) 高齢者が暮らしやすい環境の整備 (3) 障がい者が暮らしやすい環境の整備 (4) 外国人が暮らしやすい環境の整備 (5) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (6) 性の多様性を前提とした社会システムの構築
5	あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制づくり (3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

基本テーマC

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

年齢・性別にかかわらず、誰もが、多様な生き方が選択でき、希望に応じて働き、互いに家庭を支えあうことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着のための取組を推進します。

重点目標		施策の基本的方向
6	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2) 子どもの頃から男女共同参画の推進 (3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

重点目標1 働く場における女性の活躍推進

多様で柔軟な働き方や、働きやすい職場環境づくりの推進により、働くことを希望する全ての人々が安心して生き生きと働き続け、その能力を十分に発揮できる社会を目指します。

施策の基本的方向1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と家庭の両立に対する理解促進や、子育て・介護支援の充実、男性の家事・育児や介護への参画促進により、働くことを希望する全ての人々が、仕事と家庭の調和を保ちながら働き続けられる環境を整備します。

① ワーク・ライフ・バランスの理解・取組促進

企業トップや管理職の意識改革を進め、従業員の仕事と家庭の両立を応援

する「イクボス・ファミボス（※5）」を県内に増やすとともに、長時間労働の是正など、管理職も含めた従業員の働き方の見直しを働きかけます。

また、育児休業、介護休業など法に基づく取組の促進や、短時間・短日数勤務制度、時差出勤に加えて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い全国的に定着しつつある在宅勤務をはじめとするテレワークなど、働く時間や場所を限定しない、それぞれのライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の普及に努めます。

【主な取組】

- ・職場環境等実態調査や訪問を通じた企業の課題や要望の把握
- ・イクボス・ファミボスの理念の普及啓発、優良取組事例の発信・横展開
- ・全ての人々が働きやすい職場環境づくりに積極的に取組む「男女共同参画推進企業」の認定促進及び、認定企業のフォローアップ
- ・企業からの相談に応じた専門家派遣（社会保険労務士等）による働き方改革に係る助言・支援や就業規則等整備支援
- ・テレワーク等、それぞれのライフスタイルに対応した働き方の導入支援
- ・企業規模別の働きやすさ（勤務形態・休暇制度）の実態や優良事例の発信 等

② ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた基盤づくりとして、ニーズに対応した保育サービスの提供や、就学期も含めた子育て世帯の経済的負担軽減を図ることで、妊娠・出産後も安心して働き続けられる環境を整備するとともに、企業等における貴重な人材の介護離職防止に向けた介護支援の充実を図ります。

【主な取組】

- ・保育所、認定こども園、幼稚園等の体制整備や一時預かり、病児・病後児保育等の受け皿確保
- ・放課後児童クラブ等の施設整備を図る市町村等への助成、放課後児童クラブ等への運営費助成
- ・医療費助成、高等学校の通学費助成など子育て世帯の経済的負担軽減
- ・介護サービスや制度に関する情報提供、介護離職の防止等に関する研修会の実施 等

③ 男性の家事・育児や介護への参画促進

男性への啓発、働く場や社会全体の機運醸成とともに、長時間労働の是正や、気兼ねなく育児休暇・休業を取得できる職場環境整備を支援し、男性の家事等への積極的な参画を促します。

【主な取組】

- ・男性の家事・育児や介護への参画を当たり前のこととして捉える働く場や社会全体の機運醸成
- ・男性の家事等への参画を促す実践的なセミナー、普及啓発・情報発信
- ・男性の家事等への参画や育児・介護休業取得を促進する企業の取組支援 等

※5 子育てはもちろん介護しながら働きつづけられる職場環境づくり、部下の仕事と家庭の両立を応援する、ワーク・ライフ・バランスの実践リーダーのこと

施策の基本的方向2 一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり

働くことを希望する全ての人が、採用・配置・昇格にあたって公正に評価され、多様な分野で活躍できるよう、様々なハラスメント(※6)の防止や、女性のキャリアアップ・キャリアデザイン形成に向けた支援が必要です。

企業における女性の人材育成等の取組や、働きやすい職場づくりへの支援により、一人一人が能力を発揮できる環境づくりを進めます。

①企業における女性活躍の促進

管理的地位で活躍する女性や、管理的地位に女性がいる事業所が増えるよう、女性活躍に積極的に取り組む企業の拡大、女性の参画が進んでいない業種での就業しやすい環境整備の支援など、企業における女性活躍の取組を進めます。

【主な取組】

- ・女性活躍に積極的に取り組む企業である「輝く女性活躍パワーアップ企業」の登録促進
- ・企業からの相談に応じた専門家派遣(社会保険労務士等)による働き方改革に係る助言・支援や就業規則等整備支援

【再掲】

- ・企業における女性活躍のための人材育成や女性が就業・就業継続しやすい環境整備の支援 等

②自治体における女性活躍の促進

率先垂範による女性の活躍推進の観点から、県庁においては、能力・実績に基づいた女性職員の登用や、職員の仕事と生活の両立の推進を引き続き図るとともに、市町村における女性活躍に向けた取組が進むよう、様々な情報を提供します。

【主な取組】

- ・性別を問わない能力・実績に基づいた女性幹部登用の継続的な推進
- ・フレックスタイム(※7)、サテライトオフィス(※8)などを活用した働き方改革
- ・イクボス・ファミボスによる組織全体のワーク・ライフ・バランスの推進
- ・県、市町村における男女共同参画の取組状況の公表 等

③女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援

中・高・大学生などを対象とした職業意識の醸成やキャリア形成に向けた取組の推進、多様な分野で活躍している目標となる女性の紹介や交流の場の提供、女性従業員を対象としたキャリア形成に資する研修の実施、正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている方など再就職を希望する女性への学びなおしの機会の提供や就職支援等、女性のキャリアアップ・キャリア形成を支援します。

【主な取組】

- ・企業等で活躍するロールモデル(※9)等による中高・大学生を対象としたキャリア教育の実施
- ・メディアやホームページを活用したロールモデルの発信
- ・女性従業員を対象としたキャリアアップセミナーの実施
- ・希望に沿った就業が実現するよう企業の紹介、求人開拓・求人条件の調整など県立ハローワークによる支援
- ・離職者を対象とした託児サービス付きの職業訓練コースの設定 等

④雇用における機会の均等と公正な待遇の確保

男女間の賃金格差や正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差解消など、性別や雇用形態によらない公正な待遇の確保、働く場における様々なハラスメントの防止など、働きやすい職場環境づくりを支援します。

【主な取組】

- ・希望に沿った就業が実現するよう企業の紹介、求人開拓・求人条件の調整など県立ハローワークによる支援【再掲】
- ・同一労働同一賃金の導入や正社員化に向けた待遇改善を含む、企業からの相談に応じた専門家派遣(社会保険労務士等)による働き方改革に係る助言・支援や就業規則等整備支援
- ・各種ハラスメントをテーマとしたセミナー等の開催 等

※6 セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントなどのこと

※7 一定の期間について予め定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度のこと

※8 企業の本社・本拠地から離れた場所に設置されたオフィスのこと

※9 社員などが将来において目指したいと思う、模範となる存在のこと

施策の基本的方向3 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

鳥取県では、基幹的農業従事者のほぼ半数が女性であり、農林水産業において、女性が重要な担い手となっています。また、様々な視点を生かし、起業する女性が増えています。女性が能力を発揮し経営に参画するためにも、女性の経営能力・技術向上に対する支援を一層進める必要があります。

農林水産業や商工業などの担い手として誰もが能力を発揮でき、適正に評価されるよう、男女共同参画の理解促進に向けた啓発や、女性の経営参画に向けて活動しやすい環境づくりを進めるとともに、検討から起業後まで、起業の段階に応じた支援を行い、様々な分野で女性が起業しやすく、事業が続けやすい環境づくりを進めます。

【主な取組】

- ・農業協同組合の役員等への女性登用促進
- ・家族経営協定締結や女性の経営参画・能力発揮につながる取組の支援
- ・女性農林水産業者の仲間づくりや交流促進
- ・新規就農希望者の技術習得研修、営農開始に必要な機械・施設整備等に対する支援
- ・技術習得や安全対策の向上支援による女性の就業促進
- ・女性起業家等に対する起業に係る啓発及び事業発展を支える支援体制の構築 等

重点目標1の数値目標

	策定時		目標		
男女共同参画推進企業認定数	817社	R1	1,150社	R7	
年次有給休暇取得率（中小企業）	53.0%	H30	70%	R6	
年度中途の保育所等の待機児童数	85人	R1	ゼロ	R7	
男性の育児休業取得率（民間企業）	5.6%	H29	30%	R7	
介護を理由にした離職者がいる企業割合	8.7%	R1	3%	R7	
管理的職業従事者（係長級以上）に占める女性割合					
	従業員10人以上の事業所	25.4%	R1	30%	R7
	従業員100人以上の事業所	24.9%	R1	30%	R7
県の管理的地位（係長級以上）に占める女性割合	33.3%	R1	37%	R7	
県立ハローワークにおける女性の就職決定率	45%	R1	48%	R7	
家族経営協定締結農家数	356組	R1	390組	R7	
農業協同組合の役員に占める女性割合	5.0%	R1	15%	R7	

重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

身近にある地域社会を、活力があり、暮らしやすい持続可能なものとするため、自治会やPTAをはじめとする地域活動や地域づくりの場における運営・方針決定の場への女性の参画を進め、全ての人が力を合わせて地域づくりを担っていきます。

施策の基本的方向1 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

議会や審議会等における女性の登用情報の「見える化」、主権者教育の充実等により、様々な方針決定過程において、女性の意思が広く公平に反映されるよう取組を進めます。

【主な取組】

- ・県審議会等委員への女性の積極的な登用
- ・政治分野における男女共同参画の推進状況の公表
- ・専門機関と連携した学校への主権者教育に関する出前講座の実施 等

施策の基本的方向2 地域活動における男女共同参画の推進

地域は、子どもの健全な成長、生涯にわたる安心した暮らしや、子育て、介護、防犯活動などでの支え合いなど、家庭と共に最も身近な暮らしの場です。少子高齢化、人口減少が進行する中、地域の力を高め、持続可能な暮らしやすい社会を築いていくために、そこに住む誰もが力を合わせて地域づくりを担っていく必要があります。

地域社会に残る固定的な性別役割分担意識の解消のための普及啓発を図るとともに、防犯、高齢者の見守り、子育て支援などの地域活動に対し、多様な人材の参画を促進します。

【主な取組】

- ・地域づくりに取組むNPO、ボランティア団体などへの活動支援
- ・市町村と連携した男女共同参画に関する出前講座の実施
- ・コミュニティ・スクール(※10)等、地域・学校が連携・協働して子どもたちの成長を見守る活動の推進 等

施策の基本的方向3 地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進

地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツなど、あらゆる分野において老若男女がバランス良く参画することで、多様な発想が生まれ、活動の活性化が期待できます。

あらゆる分野で男女共同参画の視点に立った取組や多様な人材の参画を促進します。

【主な取組】

- ・地域づくりに取組むNPO、ボランティア団体などへの活動支援【再掲】
- ・各種団体等における運営・方針決定の場への女性の参画促進
- ・男女共同参画に関する知識等の向上を目的とした多様な講座の開催による人材育成・意識啓発 等

重点目標2の数値目標

	現状値		目標値	
県審議会等における女性委員割合	42.7%	R1	40%以上	R7
「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合	31.0%	R1	50%	R7
選挙管理委員会等専門機関と連携した主権者教育を実施した高等学校	66.7%	R1	80%以上	R7
自治会長に占める女性割合	3.8%	R1	10%	R7

※10 学校と保護者や地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える学校運営協議会制度のこと

基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標3 生涯を通じた健康支援

お互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重しながら相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。

特に女性の心身の状態は、年代によって大きく変化する特性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。

「人生100年時代」の到来を見据え、生涯を通じて誰もが安心して、生き生きと暮らすことができるよう、県民の心身の健康を支援します。

施策の基本的方向1 生涯を通じた健康の保持増進

人生100年時代を見据え、老年期における身体的、精神的、社会的な健康寿命の延伸のために、若い頃からの健康支援が必要です。

健康づくりのためのスポーツに取り組みやすい環境づくり、各種がん検診の受診促進、相談しやすい体制の整備による自死予防や、喫煙・飲酒対策など、生涯を通じた健康保持・増進の取組を進めるとともに、薬物乱用を防止するための啓発活動や、喫煙・受動喫煙に関する正しい知識の普及に向けた取組、HIVをはじめとする性感染症の感染予防の啓発や医療体制の充実など、健康をおびやかす問題への対策を推進します。

また、婦人科疾患や更年期障害などの女性の健康をめぐる様々な問題について、ライフステージに応じて支援します。

【主な取組】

- ・総合型地域スポーツクラブの育成等を通じた誰もが身近な地域でスポーツに取り組みやすい環境づくり
- ・がんに対する正しい知識の普及・啓発及び休日検診の実施など検診を受けやすい体制の整備
- ・街頭キャンペーン等による生活習慣病や自死の予防に関する普及啓発
- ・認知症サポーターの拡大、医療体制の充実、相談・支援の強化やとっとり方式認知症予防プログラム(※11)の普及推進など介護・認知症予防の取組促進
- ・学校や職場、地域における薬物、喫煙等に関する正しい知識の普及啓発
- ・エイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発、医療体制の充実 等

施策の基本的方向2 妊娠・出産等に関する支援

妊娠・出産に関する正しい知識や、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)(※12)の意識の普及、命を大事にする、予期せぬ(思いがけない)妊娠を防ぐという観点を含めた発達段階に応じた性に関する教育及び啓発を、女性だけでなく男性も対象として行います。

また、妊娠や出産を希望する人がその希望を実現できるよう、不妊治療に対する経済的支援や周囲の理解促進、誰もが地域において安心・安全に子どもを産み育てることができる支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・健康教育や出前授業の実施による妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発
- ・企業と連携した子育て世代へのサービス提供、子育て支援団体と連携した相談体制の充実など地域で子育てを応援する機運の醸成・体制整備
- ・不妊治療の経済的負担軽減や不妊治療と仕事の両立がしやすい環境づくり支援
- ・産後ケアに係る利用者負担額の無償化、産後ケア(宿泊型)サービスの受け皿拡大 等

※11 鳥取県独自の認知症予防プログラム(運動・知的活動・座学を効果的に組み合わせたプログラム)のこと

※12 平成6(1994)年 国際人口/開発会議で採択された「行動計画」において提唱された概念。人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること

重点目標3の数値目標

	現状値		目標値	
運動習慣のある者の割合	男性：26.5% 女性：21.4%	H28	男女とも30%	R5
健康寿命（全国順位）	男性：33位 女性：40位	H28	男女とも全国順位 10位以内	R5
がん検診受診率	胃がん：27.3% 肺がん：29.1% 大腸がん：30.1% 子宮がん：37.5% 乳がん：32.3%	H30	70%	R5
とっとり方式認知症予防プログラムの実施市町村数	3町	R1	19市町村	R6
産後ケアに取り組む市町村数	17市町村	H30	19市町村	R6
人工妊娠中絶率	8.5%	H30	7.5%	R7

重点目標 4 誰もが安心して暮らせる環境整備

災害時の多様なニーズに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立に取り組むとともに、様々な困難を抱える人々の主体性を尊重しつつ必要な支援を行うことで、その持てる力を引き出し、誰もが安心して暮らすことのできる環境整備を進めます。

施策の基本的方向 1 防災・災害復興における男女共同参画の推進

全国各地で頻発する地震や、想定を上回る豪雨、豪雪などの自然災害が相次ぐ中、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組促進や、誰もが安心して暮らせる環境づくりが求められています。

男女共同参画の視点を取り入れ、性別によるニーズの違いなどに配慮した防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画を促進するとともに、「支え愛」マップづくりなどを通じて鳥取県らしい人と人との絆を基調とした災害時の助け合い、支え合いや、多様な主体が協働して取り組む本県ならではの支え合いの活動を促進します。

【主な取組】

- ・男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画・各種マニュアルなどの整備
- ・出前説明会・防災講演などの普及啓発や訓練実施などによる住民主体の防災体制づくりの推進
- ・市町村との連携による男女共同参画の視点に立った避難体制の整備や避難所の環境整備の推進
- ・「支え愛マップ」(※13)づくりの推進
- ・女性をはじめ多様な人材の消防団の加入促進・充実強化 等

施策の基本的方向 2 高齢者が暮らしやすい環境の整備

高齢社会を豊かで活力あるものにしていくためには、社会を支える重要な一員として高齢者の役割を捉え、高齢者が積極的に社会参画したり、生活を楽しめる環境づくりを充実していくことが必要です。

高齢者が社会と関わりを持ち続け、住み慣れた地域で安心して暮らし、充実した日常生活を営めるよう、高齢者の地域活動を支援し、建築物、道路、駅などのバリアフリー化などを進めるとともに、家族介護者の負担軽減を図り、介護を社会全体で支えていくため、介護従事者などの人材確保や介護サービスの質の向上など、介護基盤を整備します。

【主な取組】

- ・暮らしを守るための仕組み(小さな拠点)づくりのための地域住民の話し合い促進、地域運営組織づくりの支援
- ・ふれあい共生ホームの設置・取組推進
- ・地域包括ケアシステムの機能強化
- ・とっとりいきいきシニアバンクの潜在的な人材の掘り起こしと活躍の場の提供
- ・高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ誰もが利用しやすい多目的トイレなどの公共的施設・設備の整備促進 等

施策の基本的方向 3 障がい者が暮らしやすい環境の整備

共生社会の実現に向け、全国に先駆けて取り組んできた鳥取県において、これまでの取組をさらに発展させ、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる社会の実現を目指します。

障がい者がその意欲や能力に応じて、社会の一員として生活を送ることができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの促進による生活しやすい環境整備や生活・就業の支援を行います。

また、障がい者が暮らしやすい社会の実現に向けて、あいサポート運動の推進など様々な障がいの特性や必要な配慮などについて理解を深めるための啓発及び広報活動を積極的に推進します。

【主な取組】

- ・障がい者を対象とした職業訓練による、雇用・就業促進
- ・あいサポート運動研修、障がい当事者による障がい者理解公開講座等の実施
- ・高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ誰もが利用しやすい公共的整備の促進【再掲】 等

※13 災害時の避難先・避難経路、手助けや声掛けが必要な人、必要な支援ができる人などを盛り込んだ地図のこと

施策の基本的方向 4 外国人が暮らしやすい環境の整備

国際化が進展し、県内で暮らす外国人が増加する中で、国際性豊かな人材の育成と地域の活性化を図る取組を進めるとともに、県内に暮らす外国人が地域の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。

県内で働いたり、生活したりする外国人に対して、多言語での日常生活情報の提供や、相談体制の整備、医療、保健・福祉サービスの充実、子どもの就学の実態を踏まえた支援、就労環境・住みやすい住環境の整備など、安心して暮らせる環境を整備します。

【主な取組】

- ・外国人相談体制の整備
- ・ホームページ、SNS等での多言語情報の発信、日本語学習機会の提供
- ・医療等通訳ボランティアによるコミュニケーション支援の拡充
- ・国際交流フェスティバル、異文化理解体験講座などによる国際理解の推進 等

施策の基本的方向 5 ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

生活上の困難な状況に陥りやすいひとり親家庭などに対し、子育て・生活支援、就業支援など、地域での生活を総合的に支援する必要があります。

子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもが夢や希望を持って成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育・生活支援、保護者の就労、経済的支援など、ひとり親家庭への支援や、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

あわせて、女性であることで複合的に困難な状況におかれている場合などについて、正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。

【主な取組】

- ・ひとり親家庭に対する子育てや生活、就業支援、養育費の確保など総合的な支援
- ・ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援 等

施策の基本的方向 6 性の多様性を前提とした社会システムの構築

性的マイノリティについての認知は進みつつありますが、引き続き、社会全体の正しい認識と理解を進める取組が必要です。

行政の仕組みが性の多様性に対応したものとなっているかあらためて点検するとともに、同意のない性的指向・性自認の暴露（アウトティング）対策を含め、性的マイノリティの方が、周囲の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性を互いに認め合い、誰もが自分らしく生きることができ環境づくりを進めます。

【主な取組】

- ・学校教育における、児童生徒の発達段階に応じた、きめ細かな対応の実施や教育の推進
- ・教職員への研修の充実
- ・多様な性のあり方についての社会的な理解促進・環境づくり
- ・アウトティングなどを許さない社会づくりの推進
- ・性の多様性に関する相談体制の強化、居場所づくり 等

重点目標 4 の数値目標

	現状値		目標値	
支え愛マップづくりに取り組む自治会数	604 地区	R1	800 地区	R6
暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくりに取り組む地区数	24 地区	H30	45 地区	R6
新たな地域交通体系構築に向けた取組件数	—	—	19 件	R6
あいサポーター数	544, 116 人	R1	560, 000 人	R7
障がい者雇用率（民間企業）	2. 28%	R1	2. 3%	R6
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	12 市町村	R1	19 市町村	R7
性的マイノリティ支援に係るコミュニティスペース設置数	—	—	3 か所	R7

重点目標5 あらゆる暴力の根絶

人権侵害である性暴力をはじめ、あらゆる暴力を許さない社会づくりを進めます。

施策の基本的方向1 暴力を許さない社会づくり

男女共同参画社会の実現に向け、DV、性暴力やストーカー行為、各種ハラスメントなどあらゆる暴力を許さないという意識を社会に浸透させ、その対象の性別や被害者・加害者の間柄を問わず、あらゆる暴力の防止に向けた普及啓発、相談体制の周知や充実、被害者の立場に立った切れ目ない支援に取り組みます。

また、SNSや携帯ゲーム機等の普及・浸透に伴い、多様化する犯罪被害に対し、的確に対応するとともに、若者を中心とした予防教育・啓発に取り組みます。

①性暴力の防止及び被害者支援

性暴力の被害者・加害者を発生させないために、あらゆる機会を通じて性暴力被害の実態や被害者支援の必要性などの普及啓発を行います。

また、性暴力被害者に被害直後から総合的な支援を提供することにより、被害者の心身の負担軽減と健康回復を図ります。

【主な取組】

- ・加害者にも被害者にもならないための予防に向けた、子どもの頃からの教育・啓発の充実
- ・公開講座などによる性暴力被害者支援についての意識啓発
- ・性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）による産婦人科・精神科などの医療支援、カウンセリングなどの心理的支援、法的支援などの総合的な支援の提供 等

②性犯罪・ストーカーの防止及び被害者支援

性犯罪の被害防止に向けた予防的活動を推進するとともに関係機関との連携による被害者支援及び相談体制の充実を図ります。

また、ストーカーに関する相談・申出を受けて、警告等の行政措置や被害者保護活動を的確に行うための体制を整備します。

【主な取組】

- ・声かけや速やかな情報発信などによる犯罪被害の未然防止、再被害防止のための対策の推進
- ・ストーカー事案に対する被害者等の安全確保を最優先にした対応の推進
- ・警察における被害申告・相談をしやすい環境の整備
- ・加害者更生のための電話相談窓口の設置 等

③DV防止及び被害者支援

DV及びデートDV防止に向けた地域、職場、学校などにおける研修や啓発、関係機関との情報共有・連携による被害者保護、被害者の心身の負担軽減等被害者に寄り添った緊急保護支援、一時保護施設の充実など安全確保、住宅の確保、就労、子どもの養育、心身のケアなど自立に向けた支援を行うなど、総合的な取組を進めます。

【主な取組】

- ・DVなどの暴力やハラスメントに関するセミナー等による人権に関する意識啓発
- ・DV（デートDV）予防啓発支援員による、DV予防の啓発推進
- ・DV被害者の心身の健康回復と経済的自立に向けた支援
- ・加害者更生のための電話相談窓口の設置【再掲】 等

④児童虐待の防止及び被害者支援

子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制を強化するとともに、DV防止との連携も含め、関係機関の連携強化を図ります。

【主な取組】

- ・一時保護も含めた児童相談所の体制強化及び職員の資質向上
- ・児童虐待の予防、早期発見及び子どもの安全と人権を最優先した早期対応のための配偶者暴力相談支援センター、警察など関係機関との連携強化
- ・鳥取県版アドボカシー（子どもの意見表明支援等）（※14）の構築
- ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進、機能充実 等

※14 子どもの声を聴き、どうすれば改善できるのかを一緒に考える取組のこと

施策の基本的方向2 安心して相談できる体制づくり

若者を中心に、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズが高まっており、被害者の置かれている様々な状況に適切に対応できるよう、性暴力被害者支援センターや、配偶者暴力相談支援センターの機能を強化するとともに、関係機関と連携し、安心して相談できる体制を整えます。

【主な取組】

- ・24時間365日相談を受け付けられる体制の整備、多様な手段による相談受付など各支援センターの相談窓口の充実
- ・スクールカウンセラーの配置など学校等で相談を受ける体制の強化
- ・相談員の確保及び資質向上 等

施策の基本的方向3 様々な情報を自分の判断で見分けられる能力の育成

携帯ゲーム機やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、性犯罪をはじめ、多様化する犯罪や人間関係上のトラブルに巻き込まれないよう、インターネットをはじめ、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのメディアを通じて流れる様々な情報を、子どもたち自身が適切に収集・判断し、活用することができる能力（メディア・リテラシー）の向上を図ります。

また、青少年の健全な育成が図られるよう、ペアレンタルコントロール(※15)の普及促進など、社会環境づくりを推進します。

【主な取組】

- ・情報を主体的に収集・判断できる能力育成のため、学校における情報教育及び消費者教育の充実
- ・子どもたちの正しいメディア利用に関する保護者などへの啓発 等

重点目標5の数値目標

	現状値		目標値	
過去1年間にDVを受けたことがあると答えた人の割合	0.6%	R1	0%	R7
24時間365日開設している性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター設置数	0箇所	R1	1箇所	R7
家庭でインターネット利用に係るルールを定めている児童・生徒の割合	小6：83.2% 中2：70.9% 高2：36.2%	R1	向上	R7

※15 子どもが利用するインターネット接続機器に、利用時間の制限、能力や年齢に応じたフィルタリングを行うなど、子どものインターネットの利用を管理するために保護者が行うべき措置のこと

重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

年齢、性別にかかわらず、誰もが、多様な生き方が選択でき、希望に応じて働き、互いに家庭を支え合うことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着のための取組を推進します。

施策の基本的方向1 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

男女共同参画社会を実現していくためには、固定的な性別役割分担意識などに基づいた画一的な生き方にとられることなく、あらゆる場面において一人一人の望む生き方が尊重されるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいくことが必要です。

長年にわたり人々の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が依然としてあることから、幅広い年齢層に対し、男女共同参画の意義や必要性について共感できるよう、広報誌、ホームページ、新聞、テレビ、インターネットなど様々なメディアを活用し、機会を捉えた広報・啓発活動を進めます。併せて、自治会、PTAをはじめとする各種団体が自ら企画し、実施する男女共同参画に関する学習会等の活動を支援します。

また、令和4年に倉吉市で開催される「日本女性会議2022 in 鳥取くらよし」において、男女共同参画への理解を深めるとともに、鳥取県が目指す男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を見出し、次代へつなげる施策を展開します。

【主な取組】

- ・フォーラムや広報誌など多様な手法を通じた幅広い層への男女共同参画に関する情報発信・啓発
- ・男女共同参画に関する知識等の向上を目的とした住民主体の学習会等への支援
- ・男女共同参画白書及び男女共同参画マップによる県や市町村の取組状況の公表 等

施策の基本的方向2 子どもの頃からの男女共同参画の推進

鳥取県の未来を担う子どもたち一人一人が思いやりや自立の意識を育み、自らの意思でその生き方を選択できるよう、その基礎として、子どもの頃からの男女共同参画の視点に立った学校教育を推進していくことが大切です。

子どもたちの発達段階に応じた人権の尊重及び男女平等観の育成、男女共生に関する教育の充実を図るとともに、学校現場においても無意識に性別による固定的な価値観を与えることがないよう、教育関係者の男女共同参画の理解を促進します。

【主な取組】

- ・「家庭」「公民」「保健体育」「特別活動」などの学習による男女共同参画に対する意識の育成
- ・教職員への研修の充実 等

施策の基本的方向3 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画を進める必要性について、一人一人の理解の促進と社会の意識改革が不可欠です。

固定的な性別役割分担意識は、家庭、職場、地域など様々な場面で、男女共同参画社会の実現を阻害しており、女性にとって個性と能力の発揮を妨げる障壁となるばかりでなく、男性にとっても、プレッシャーとなり困難な状況に追い込んでいる側面があります。

家庭、地域において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人一人が相手の立場を理解し助け合って暮らしていけるよう、学習機会の提供等に取り組めます。

【主な取組】

- ・男女共同参画に関する知識等の向上を目的とした多様な講座の開催による人材育成・意識啓発【再掲】
- ・インターネット、情報誌などを活用した、生涯学習情報の提供 等

施策の基本的方向 4 男性の家庭生活・地域生活への参画促進

女性が地域や職場など様々な場でいきいきと活躍できるようにするには、女性に偏りがちな家事や育児、介護をはじめとした家庭生活や地域活動への男性の参画を進める必要があります。そのためには、男性自身の意識だけでなく、家庭、地域、職場など社会全体の意識変革を促し、男性が積極的に参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

広報・啓発活動や学習機会の提供、職場環境の整備などを通じて、固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭や地域での男性の参画の必要性や意義について理解を促し、参画を促進します。

【主な取組】

- ・男性の家事・育児や介護への参画を当たり前のこととして捉える働く場や社会全体の機運醸成【再掲】
- ・男性の家事等への参画を促す実践的なセミナー、普及啓発・情報発信【再掲】
- ・男性の家事等への参画や育児・介護休業取得を促進する企業の取組支援【再掲】 等

施策の基本的方向 5 国際的視野に立った男女共同参画の推進

近年、多くの外国人と関わりを持つ機会が増えていることから、国により異なる文化や価値観などを学び認め合う国際交流を進め、県民一人一人の個性が尊重される住みやすい社会をつくるため、国際的な視野に立った人材育成や異文化などへの理解が必要です。

県内在住の外国人及び世界の人々との交流を通じて、国際的な視野で男女共同参画に関する理解を進めます。

また、子どもたちの世界に対する興味・関心を高めグローバル人材育成につながる学校教育や海外留学などを支援します。

【主な取組】

- ・学校で語学指導などを行う外国語指導助手（ALT）の配置推進
- ・留学・海外体験活動などへの支援
- ・スポーツや文化芸術、観光など様々な分野での国際交流を通じた理解促進 等

重点目標 6 の数値目標

	現状値		目標値	
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合	11.7%	R1	50%	R7
各学校における男女共同参画の理解を促進する教職員研修の実施率	—	—	100%	R7
男女共同参画センターによる男女共同参画の理解を促進する講座の参加者数	1,482人	R1	2,000人	毎年度
男性の育児休業取得率（民間企業）【再掲】	5.6%	H29	30%	R7
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	76分/日	H28	100分/日	R7



1 パブコメによる意見

(1) パブリックコメントの募集等

- ①募集期間 令和2年10月1日（木）から10月21日（水）まで
- ②周知方法
 - ・ホームページへの掲載
 - ・県庁県民参画協働課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎、鳥取県男女共同参画センターよりん彩及び県立図書館並びに各市町村役場窓口における概要チラシの配架
 - ・報道機関への資料提供
 - ・新聞広告の掲載
- ③受付意見数 68件（15人）

(2) 主な意見の内容とそれに対する考え方

①計画に反映

項目	意見概要	考え方
1 重点目標1	管理職に占める女性の割合が高いのは非常に評価できるが、第5次では、さらに意欲的な数字を提起してほしい。R1よりR2の数値が低いのはなぜか。男性の育児休業率が目標値より低かったのはなぜか。特に民間企業は育児休業取得が、個人的な問題にされていると思う。企業管理職への啓発と企業への優遇策も必要だと考える。	管理的職業従事者に占める女性割合の目標値を追記しました。 【計画案：18頁】
2 重点目標3	女性が結婚/出産/子育てを行いやすいことが重視されるような取り組みが数多く行われていますが、結婚/出産/子育てを望まない女性に強制や強要することがない計画と取り組みを行って下さい。 子育て王国といった取り組み等、結婚しない選択をした人にとってこの取り組みに生きづらさや不安がないのか等も検証してください。 また離婚することは親にとっても子供にとっても「不幸なことではない」ことに留意してください。	希望する者の希望が実現できるよう支援することを記載していますが、ご意見を踏まえライフステージごとに大きく変化する特性があるという部分の書きぶりを修正します。 【計画案：20頁】
3 重点目標3	防災の分野では女性の視点に立った避難所運営を入れる。	ご意見を踏まえ「市町村との連携による男女共同参画の視点に立った避難体制の整備や避難所の環境整備の促進」としました。【計画案：22頁】
4 重点目標4	トイレで多目的の物をもっと増やすべき（小さなことではあるが費用はかかる）	高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ誰もが利用しやすい多目的トイレなどの公共的施設・設備の整備の促進と記載させていただきます。 【計画案：22頁】

②計画に盛り込み済み

項目	意見概要	考え方
5 基本的な考え方	男女共同参画計画が、男女共に、全ての人がともに動かす計画になりますように。子どもの時から地域（特に企業）、家庭、学校も縦割りの取り組みではなく、福祉の包括支援ネットワークの構築同様、つながって取り組まれるものになくってはなりません。	オール鳥取県として、市町村、事業者、民間団体など多様な主体と協働し、一体となって取組を進めることとしています。 【計画案：4頁】

項目	意見概要	考え方
6	基本的な考え方 基本テーマA、B、C、Dとし、Dn i 推進体制の記載が必要。その中によりん彩を県の本部、よりん彩、審議会等 ※よりん彩の位置づけが不十分だと思います。	計画的な基本的な考え方に、計画の推進体制を記載しています。 【計画案：4頁】
7	基本的な考え方 「女性を輝かせる(女星活躍)」ための計画でなく、「性別を問わず一人一人が輝ける」ための計画にしてください。	この計画は、「共に認め合い、互いに支え合い、誰もが活躍できる元気な鳥取県」を目標にしています。
8	基本的な考え方 具体的な取組みの中で、行政以外の地域住民、民間の機関(例えば当事者組織)の活躍が薄く感じられます。その期待はあるのでしょうか？	主に、県の男女共同参画の推進に関する取組を記載していますが、市町村、事業者、民間団体など多様な主体と協働し、一体となって取組を進めます。
9	現状と課題 仕事と生活のバランスの個所では、仕事と生活の両立を希望している事と、両立が実現しているのは何割かを示して、計画の策定に繋げてほしい。	現状と課題において、仕事と生活の調和に関する希望と現実を示しています。 【計画案：7頁】
10	重点目標1 中小企業で非正規で働く女性が、県内では非常に多く、今年度はコロナ禍の中でリストラや日常的に雇用不安の中で働いている。第一次産業と企業で雇用される兼業で働く女性もあり、女性は日々休む間もなく、依然として過重労働を強いられている。収入が低い家庭ほどその悪循環の中にいる。そんな家庭に子育てや介護の負担がのしかかり、様々な問題が起こっている状態があることを考慮してほしい。	困難な状況に置かれている方への支援を総合的に推進します。
11	重点目標1 育休後の職場復帰を支援してもらいたい。	仕事と家庭の調和を保ちながら働き続けられる環境整備に取り組んでいくこととしています。 【計画案：16頁】
12	重点目標1 女性が通院している時の休暇や育休等が取得しやすくしてもらいたい	
13	重点目標1 男性の育児休業の取得期間を1カ月以上取得できる企業を増やしていき、夫婦で育児や家事などを分担してやってもらいたい(民間企業)男性が育休を取得しやすい職場環境づくりをしてもらいたい。職場復帰もスムーズにやってもらいたい。	男性の育児等への積極的な参画を促進する取り組みを行っていくこととしています。 【計画案：16頁】
14	重点目標1 男性の働き方の見直しと家族・地域活動への参画促進 としては？(16ページ) (男性への啓発を明確にしたほうが分かりやすい)	男性への啓発を行うことを記載しています。 【計画案：16頁】
15	重点目標1 基本方向3 主な取組 農業・・・(18ページ)商工業を加えてない理由は？	商工業についても記載しています。 【計画案：18頁】
16	重点目標1 施策の基本的方向① 主な取組みの「労働組合との連携」、「女性の非正規労働の改善」、「企業における女性取締役を増やす」を設けてほしい。	企業における女性活躍の促進、雇用における機会均等と公正な待遇の確保に関する取組として盛り込んでます。【計画案：17頁】
17	重点目標1 施策の基本的方向① 主な取組みの中に「管理職を含めたオーナー、企業経営者に直接アウトリーチする」、「ダイバーシティによる政策決定機関への推進」を設けてほしい。	企業トップや管理職の意識改革を進めることとしています。【計画案：16頁】
18	重点目標2 家長長制やイエ制度という古い考えの上で縛られてきた男性重視意識(特に自治会や町内会)を改善できるような計画にしてください。	地域社会に残る固定的な役割分担意識の解消のための普及啓発に取り組んでいくこととしています。【計画案：19頁】

項目	意見概要	考え方
19 重点目標 2	地域や社会活動においても、女性に負担がかかる割合が多くなっている。女性が前面に出ているとしないこともあるが、地域で動いている男性（主に 60 代以上）の女性に対する意識が従来と変わらない人の方が多い。男女共に意識の変革が求められる。	地域社会に残る固定的な役割分担意識の解消のための普及啓発に取り組んでいくこととしています。 【計画案：19 頁】
20 重点目標 2	地域包括支援のネットワークづくりが求められる今、生活に密着した居住地域での女性が意見を求められる機会、意見を述べる場が少ない。役づきの男性が出て終わってしまっている。生活の現場から女性の意見を取り上げて政策に反映されたい。地域のマイノリティの立場にある人の意見を聞き、反映されたものになるようにしてほしい。	地域社会に残る固定的な役割分担意識の解消のための普及啓発に取り組んでいくこととしています。 【計画案：19 頁】
21 重点目標 2	高齢者のふれあいサロンや、フレイル予防教室等において、参加者は圧倒的に女性の数が多いが、単に女性のみの世界となっても支障はないが、会の盛り上げには男女同じような数字がすべてに求められると思うので、均衡を図ることに努力することも、男女共同参画の一画と思う。	誰もが参加できる機会が均等に与えられることが必要と考えており、あらゆる分野において老若男女がバランス良く参画することを記載しています。 【計画案：19 頁】
22 重点目標 3	第5次ポイントの中に不妊治療に係る教育等が強調されており、それ自体は悪くないが、望まない妊娠や、性交に同意が必要といった視点での性教育に力点を入れてほしい。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの言葉も削除しないでほしい。「生涯に、いつ、何人の子どもを産むかを定める権利は第一義的に女性にある」という考えは大事で、女性の人権の尊重はそこから始まるので、この言葉の普及・浸透とともに、性教育を推進してほしい。乳がんや子宮がんなどの受診率の向上のために、啓発事業とともに検診の無料化などの施策を盛り込んでほしい。	妊娠・出産に関する正しい知識や、性と生殖に関する権利と健康（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の意識の普及など、発達段階に応じた性に関する教育・啓発を行っていくこととしています。 【計画案：20 頁】
23 重点目標 4	自主防災組織、町内会、自治会などでは、婦人部や女性部等の内部組織があるが、性的マイノリティ/LGBTI の方々にとって参加しにくいコミュニティとなっているため、周知されるよう働きかけてほしい。 また防災活動だけでなくイベント等において、炊き出し等は婦人部や女性部の担当、テントなどの組み立ては男性の担当といった性別による役割分担も存在しているため、防災訓練などにおいても、性別による役割分担を行わないよう働きかけてほしい。	男女共同参画に関する出前講座をはじめ、様々な機会を通じて、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。 【計画案：19、26 頁】
24 重点目標 4	男女という2つの性に分けず、男女どちらにも分けられない性(X ジェンダー)の人にも配慮できる計画にしてください。	性の多様性を前提とした取組を行うことを明記するとともに、男女の表現を可能な範囲で修正しています。【計画案：2 頁、23 頁】
25 重点目標 4	LGBTQ に配慮し、中・高の制服についてご検討ください。	学校教育における取組を進めることを記載しており、この中で、制服等の見直しや髪型についての対応などにも取り組んでいくこととしています。
26 重点目標 4	中学生の制服を選択制にすることを盛り込んでほしい（性的マイノリティの環境づくり）	【計画案：23 頁】

項目	意見概要	考え方
27	重点目標4 何らかの方法で全世代の方々が性同一性障害、LGBT 等といった方達について知る機会を持つことは必要だと思う。これは高齢者や障がい者といった方たちにおいても同じことが言えると思う。	多様な性の在り方についての社会的な理解促進に取り組むとともに、高齢者や障がい者も含め、誰もが暮らしやすい環境となるよう取組を進めます。 【計画案：23頁】
28	重点目標4 安心・安全に暮らせる社会(5) 一人親家庭など生活上困難な状況におかれている人への支援では、コロナ禍において特に配慮が求められている分野で、県として、具体的な施策をお願いしたい。	困難な状況に置かれている方への支援を総合的に推進します。
29	重点目標4 一人暮らしの高齢者の7割近くは女性であることに対する課題と計画	全ての高齢者が暮らしやすい環境の整備に取り組むこととしています。【計画案：22頁】
30	重点目標4 仕事一辺倒だった人生から定年を迎え、今後どう生きるか考えられると思います。できる方なら新人の研修養成を。技術者の方は特に新人が育ちにくい職種の方はなおさら行っていただきたい。空いた時間があればなるべく地域の方にも協力を。	高齢者が社会と関わりを持ち続けられるような取組を行う事としています。 【計画案：22頁】
31	重点目標5 暴力を許さない社会づくり、安心して相談できる体制づくりに賛成。 教育現場、保護者、社会教育など全てのコミュニティを対象に啓発を進めて欲しい。また、相談体制の充実と共に、相談員のジェンダー意識など資質向上および、待遇改善、保障も必要と思う。	相談体制の充実等の中で取り組んでいくこととしています。 【計画案：24、25頁】
32	重点目標5 行政と警察との連携を密にして、被害者を守ってほしい	関係機関が連携して取り組んでいくこととしています。【計画案：24頁】
33	重点目標6 子どもの頃から男女共同参画条例等を学び、男女平等があたり前の感覚となるよう教育啓発をしてほしい。	子どもの頃からの男女共同参画の推進に取り組んでいくこととしています。 【計画案：26頁】
34	重点目標6 家事育児においてはまだまだ女性がすべきであるとか、女性に負担がかかりがち印象を受ける。 ・上の世代ほど「女性は男性を立てる」、「女性は家事育児を頑張るのは当たり前」とする傾向が見られやすいこと ・家事や育児、専業主婦・主夫といったものが軽視されたり楽なイメージを持たれやすい 家庭や教育現場における早期からの男女平等の意識付けが必要なのではないかと思う。	子どもの頃からの男女共同参画の推進に取り組んでいくこととしています。 【計画案：26頁】
35	重点目標6 今回のように状況が不安定になると、非正規労働者の7割の女性が解雇などに対象になるのも女性が対象になっている。これはもともと男性が生活費を稼ぎ、女性が足りない部分を補うという働き方が主流のため、女性が失業しても問題ないと思われる。 やはり意識改革が大切ですが、なぜかということを明確にした方が良くと思います。	意識に関する現状と課題を記載しています。 【計画案：14頁】 また、固定的な性別役割分担意識の解消に向け取り組んでいくこととしています。 【計画案：26頁】
36	重点目標6 何事も知らないのではなく学習の機会を与え、進んで学ぶ努力をしてもらえるよう促す。	多様な手法を通じた幅広い層への情報発信・啓発を行うこととしています。 【計画案：26頁】

項目	意見概要	考え方
37 重点目標6	国際交流やガールスカウトを通じて世代を越えた、また国境を越えた取組が必要だと思う。	子どもたちの世界に対する興味・関心を高めグローバル人材育成につながる学校教育や海外留学などの支援を行うこととしています。 【計画案：27頁】
38 その他	(施策の基本的方向は5つの主な取組みの中に「国際的ジェンダーギャップの改善」を設けてほしい。)	我が国の国際的なジェンダーギャップの順位が低い主な要因は、政治分野と経済分野での格差であり、両分野における改善に向けた取組を盛り込んでいます。

③その他

項目	意見概要	考え方
39 基本的な考え方	自分にできることは自分で責任を持って取り組みの文言を削除してほしい。	主体性を尊重しつつ必要な支援を行うことで、その持てる力を引き出しながら取組を進めていくことを示しているものですので、このままとします。
40 重点目標1	鳥取県男女共同参画推進企業のうち、特に建設業関係においては街の中で女性が活躍している姿を殆ど見ないが、こういった事業者に対して県民が検証できない優遇措置は行わず、男女共同参画に取り組むべきだと思う。県の公式ホームページの企業一覧でも事業所名と業種しか公表されていない。	鳥取県では、全ての人が働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「鳥取県男女共同参画認定企業」として認定しています。認定企業の取組を県民の皆さんにも更に知っていただけるよう、広報の方法等について検討します。
41 重点目標1	農林女子や農業、酪農などに従事してもらう女性を増やしてもらいたい	担い手確保に取り組んでいきます。
42 重点目標2	地域・社会活動において女性が参加しやすい環境づくりや女性を対象にした研修会を何回かやるべきだと思う。	今後の施策の参考とさせていただきます。
43 重点目標2	地域の子どもたち、婦人会、赤十字奉仕団とのつながりを持って、リサイクル活動やボランティア活動などの関わる取り組みがもっとあっても良いと思う。	今後の施策の参考とさせていただきます。
44 重点目標3	基本テーマB 街頭キャンペーン等 (20頁) 街頭キャンペーン等 だけに絞っている理由は？ここは「啓発活動などによる・・・」と普及啓発だけでなく対策の推進と明確にした方がいいと思います。	主な取組例として掲げているものです。
45 重点目標3	重点目標3の施策の基本的方向は特に男女共同参画の直接的テーマではなく削除してほしい。本来の「男女共同参画」という的がぼやけてしまう。施策の基本的方向②を最優先的方向に位置付けるべきで、「施策の基本的方向1」になるべきです。	これまでの審議会において了解いただいている内容であり、このままとします。
46 重点目標4	女性や学生を含め、女性消防団員の増加に向けた有効な支援策は何か？地域の中では女性消防団員は少なく悩んでいるところですが、身近な所からでは役場の職員、学校、保育園の先生方が入団して下さることが一番かなと思っています。また男性・女性だけでなく、多様な性に配慮した避難所運営ができる仕組みになるためには、町内女性消防団の協力も大事だと思います。	今後の施策の参考とさせていただきます。

項目	意見概要	考え方
47	重点目標4 「誰もが安心して暮らせる環境整備」も男女共同参画の重点目標にそぐわなく、本来の「男女共同参画」という目標がぼやけてしまう。 施策の基本的方向①の中で、「支え愛マップ作り」がでてきますが、支え愛マップ作りは各市町村の自治会長会議でも推進し県市町村も助成金をもって、地域福祉計画の一環として取り組んでいますので、ここでは妥当性を欠くと思います。	これまでの審議会において了解いただいている内容であり、このままとします。
48	重点目標4 ドイツでは「移動すること」が「権利」と認識されており、バス、空港といった交通機関はバリアフリーが多く、障がい者や親子のために車いすだけではなくベビーカーが車両に積めるようになっているとのこと。出歩く障がい者も当たり前のように見かけるとのこと。日本、鳥取でもこのような光景が見られると良いと思う。	今後の施策の参考とさせていただきます。
49	重点目標6 男性の家事・育児参加・・・3世代同居では、若い既婚男性の家事、育児の出る幕がないという側面もあるのではないかと。核家族と、そうでない世帯との実態を分けて分析する必要も感じる。家事の中で生存上特に大事な「食べる」は、どんな立場におかれても欠かすことのできない分野なので、食育とともに料理という技能分野の習熟も大切にしたい。	今後の施策の参考とさせていただきます。
50	重点目標6 主体である住民のジェンダーに対する意識改革や生活課題の解決に、住民同士で課題を抽出し、できないところは、1層の県、市町村へ提示するような仕組みを作っていただきたい。	今後の施策の参考とさせていただきます。
51	重点目標6 施策の基本的方向③ 主な取組みに「住民ジェンダーによる生活課題を住民同士で抽出し解決できる仕組みの推進」を設けてほしい。	今後の施策の参考とさせていただきます。
52	重点目標6 「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」 施策の基本的方向①の主な取組みに「当事者組織の活動の推進」を設けてほしい。当事者組織がまず立ち上がることが大切だと思います。 施策の基本的方向②の主な取組みに「住民同士で解決できる仕組みの支援」、「学校運営協議会が学校と地域を連携し、理念を啓発する」を設けてほしい。	今後の施策の参考とさせていただきます。
53	重点目標6 教育の場での男女共同参画の取組みには賛成するが、教職員研修を含めた意識育成やALT配置、体験活動支援など、活動そのものが、男女共同参画やジェンダー平等につながるのかが分りづらい。	無意識に性別による固定的な価値観を与えることがないように、教職員への研修の充実等を行うものです。
54	重点目標6 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供(P26)をはじめ、家庭での役割分担など、単に個人の問題にしない取組みがなされることが大事だと思います。	今後の施策の参考とさせていただきます。

	項目	意見概要	考え方
55	その他	ニートや引籠りをどうやって労働力にするかを考えるべき。	個別施策の参考とさせていただきます。
56	その他	男女共同参画は「性別にとらわれることなく、性の多様性を前提」としたもので、性別に関係なく全ての人が輝く社会を作るものと認識しているが、男女という2つに分けきれない時代において「女星」という表現は、性的マイノリティ/LGBTI など、多様な性のあり方という視点が曖昧になる為、「女星」という表現は使用すべきではないと思う。	鳥取県が目指す男女共同参画社会は「誰もが活躍できる元気な鳥取県」です。一方、女性活躍とは、女性の活力があつてこそその経済成長であるとの認識のもと働く事を希望する女性が様々な要因によって希望どおり働くことができない状況を解決していくための施策を行うものです。鳥取県では、女性活躍を進めることで、一人一人の女性が輝くことを目指しており、愛称として「女星」という表現を使用しているものです。
57	その他	「女星活躍」といった表現は男女差別(逆差別)とも誤解される可能性を否定できないので使うべきではないと思う。	
58	その他	社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることをないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組んでほしい。 (企業における旧姓使用の状況調査、経済団体等への働きかけ、官民による旧姓使用が認められているパスポートやマイナンバー、その他の公的書類などの周知)	企業・団体等との意見交換等を通じて、旧姓使用の周知を行います。
59	その他	選択的夫婦別姓が法律で認められない現状では、旧姓使用とするか、籍を入れない事実婚を選ぶしか方法がない。女性の活躍を推進するのであれば、旧姓使用の拡大を民間においても求めるべきと思う。	企業・団体等との意見交換等を通じて、旧姓使用の周知を行います。
60	その他	鳥取県らしさを言うならば、より人権に配慮したもの、マイノリティの立場を理解したものにしてほしい。	人権に配慮した計画としていますが、さらに必要な視点があれば、より考慮して施策に取り組みます。
61	その他	鳥取県男女共同参画意識調査において、選択的夫婦別姓制度についての調査が平成 21 年度(2009 年度)の意識調査のみで、令和元年度、平成 26 年度の意識調査では行われていない。これは意図的に調査を行わなかったのか。	調査項目は、毎回、男女共同参画審議会等の意見を伺い、その時に合わせて決定しています。
62	その他	法律で夫婦別姓が認められない事で事実婚を選択する人や、一人っ子同士で事実婚を選択する人など、様々な理由で事実婚を選択する「婚姻しない夫婦」の職場環境やその子供(親子別姓/婚外子)が差別されない取り組み、生命保険の受取や住宅ローン等、事実婚によるデメリットが軽減でき、事実婚と法律婚の差を最小限にし、家族の形が多様化している事を考慮した男女共同参画計画にしてください。(パートナーシップ制度導入など)	この計画では、家族の形を限定していません。男性の家事・育児や介護への参画等においても、家族の形に関わらず促進することとし、事実婚等によるデメリットの軽減については、国等の動きを注視していきます。
63	その他	施策の基本的方向ではなく方針とした方がよい。(推進は方向になじまないように思います)	方向性を表現するものであり、このままとします。
64	その他	各項目に年代別の数値目標を設定する必要があると思います。(世代間に意識の差が大きくなる)	意識調査において年代別の傾向を把握するようにしています。

項目	意見概要	考え方
65 その他	<p>今までのリーダーは組織を「引っ張る」＝「統率する」＝「命令する」＝「従わせる」者でした。しかし、これからのリーダーはそれらに目配りをして「調整する」者であると思います。</p> <p>今までのリーダーのイメージのままだと、今まで従わせていた人（主に男性）が従わされると感じて潜在的に屈辱感を感じたり、ただ従うだけだった人（主に女性）が従わせなければならぬとプレッシャーに感じてしまうことで、女性リーダーが増えません。</p> <p>これからの時代のリーダーは今までとは違うもの、むしろ「リーダー」という言葉ではない新しい呼び名を鳥取から発信するぐらいの勢いで意識を変えていくことにより、男女参画は大小、民公、家族等どんな組織にとっても、これからの時代を生き抜くための必須スキルとして浸透させることが必要だと考えます。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
66 その他	<p>新型コロナウイルス大騒ぎにて世の中は仕事の形態、生活の形態、社会全体の活動様式が変貌をきたすことが予想される。それは生活の困窮者の増加があり、今迄積み上げてきた男女共同参画の制度そのものが逆行しないだろうか。</p> <p>特に社会が利益追求社会に走った場合、働き方改革を叫んでも、男性主体に豹変しないか注意を要するものと思う。</p>	<p>個別施策の参考とさせていただきます。</p>
67 その他	<p>各団体において、女性部、婦人部などとせず、一体化し役職に女性を付けることを規則として取り入れる。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
68 その他	<p>女性活躍推進計画と共同参画計画はどこが違うのでしょうか？県民としては1本化の方が分かりやすいと思います。</p>	<p>「女性活躍推進計画」は「女性の職業生活における活躍の推進」に関する計画であり、男女共同参画に関する施策を総合的に実施する「男女共同参画計画」とは方向性を一にしつつも、それぞれ別に策定します。</p>

(案)

令和2年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県男女共同参画審議会 会長 谷口 美也子

「第5次鳥取県男女共同参画計画」について (答申)

令和2年7月17日付けで諮問を受けたこのことについて、「第5次鳥取県男女共同参画計画 (案)」は、当審議会の審議結果を十分反映したものであり、妥当なものとする。

なお、審議する過程において出された意見を下記のとおり意見として付す。

記

(付帯意見)

第5次鳥取県男女共同参画計画 (案) では、時代の変化に合わせ、全ての項目に記載のあった「男女が」の表記を「誰もが」や「一人一人が」と修正されているところではあるが、鳥取県の目指す男女共同参画社会は、性別にとらわれることなく、性の多様性を前提としたものであることが幅広く理解され、その理念が伝わるよう、「男女共同参画」という言葉の使い方についても検討されたい。

